

豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 05

覚えておきたい環境法令

水質・地下水・土壌

— 第2版 —



Environmental
Regulations
for Businesses in
Toyota City 05

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 05

覚えておきたい環境法令

水質・地下水・土壌



Contents

概略		工業用水法	
事業者責務の概略	02	地下水の採取に関する規制 (工業用水法及び愛知県条例)について	26
水質汚濁防止法		浄化槽法	
水質汚濁防止法の概略(目的)	03	浄化槽法	27
水質汚濁防止法の全体像	04	土壌汚染対策法	
水質汚濁防止法違反の罰則と事例	05	土壌汚染対策法・県条例の概略	29
水質事故が与える影響	06	基準不適合時の対応	30
水質事故を起こさないために	07	土壌・地下水汚染の防止に関するフロー図	31
油による水質事故に備えて	08	参考	
事故時の措置	09	Q&A	33
水質汚濁防止法における届出関係	10	用語集	37
水質汚濁防止法の届出書の書き方	11	質問・相談のための窓口	38
水質関係公害防止管理者等の選任及び届出	13		
主な特定施設	14		
届出施設一覧	16		
排水基準について	19		
排水基準値	20		
総量規制について	22		
有害物質使用特定施設等に係る構造基準	23		
施設構造基準及び定期点検の概要	24		

事業者責務の概略

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する(有害な)水の規制及び生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康の保護、生活環境の保全を目的としています。

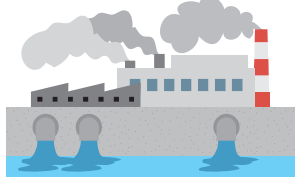
土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人への健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃などにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

工業用水法は、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、その地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止を目的としています。

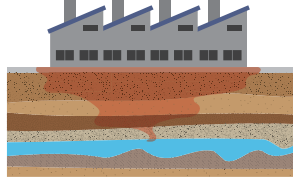
水質汚濁防止法

- ・ 排水水質基準を満たす義務
- ・ 特定施設の届出義務
- ・ 事故時の通報・報告義務
- ・ 構造基準遵守義務 等



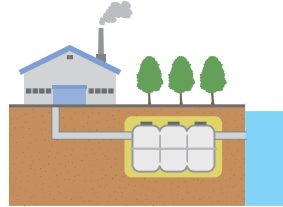
土壌汚染対策法

- ・ 土壌汚染状況調査義務 (条件による)
- ・ 汚染土壌の改善義務



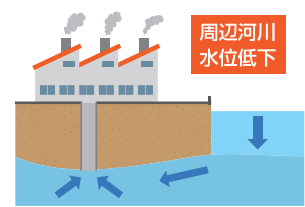
浄化槽法

- ・ 設置や廃止の届出義務
- ・ 点検、清掃の実施義務
- ・ 適正な使用



工業用水法*

- ・ 地下水使用許可申請義務
- ・ 地下水使用量の把握と報告の義務



注：土壌汚染対策法の目的は、土壌汚染状況の把握と人の健康被害を防止することです。一方、新たな土壌汚染の未然防止は水質汚濁防止法の役割となっています。

* 豊田市は対象外
ただし一部条例による規制あり

環境関連法の主な要求事項(例)

適用される法規制等

- 環境関連法
- 自治体条例
- 環境保全協定

法的要求事項

届出

規制値遵守

監視・記録

定期報告

委託契約

事故報告

設備等計画	設備等工事	稼働	廃止
設置届出等 ○特定施設の設置 ○一定規模以上の土地の形質変更		変更届出 ○施設改造、排水量変更 等 規制値遵守 ○排水の水質 ○漏洩、流出防止 監視・記録 ○排水水質の濃度測定・分析 (特定施設を有する工場排水) ○廃棄物マニフェスト保管、業者監査 ○測定記録の保管 ○特定施設廃止時に土壌の汚染状態を調査 定期報告 ○排水水質測定結果 等	廃止届出 ○特定施設の廃止 等
委託契約 ○廃棄物業者契約			
	応急措置と事故報告 ○汚染水等の公共用水域流出、廃棄物等の公道飛散 ○土壌調査結果等の報告書		

水質汚濁防止法の概略(目的)

- ① 工場や事業場などから、河川などの公共用水域に排出される水(排水)及び、地下に浸透する(有害な)水を**規制**する。
- ② 生活排水対策を推進することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の**防止**を図る。

国民の健康を保護し
生活環境を守る。

工場や事業場など会社から排出される汚水及び廃液に
関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定める。(被害者の保護)

■ 水質汚濁防止法の適用を受ける事業場

- ① 特定施設を設置する事業場(特定事業場)で、公共用水域に水(雨水等を含む)を排出する事業場
- ② 有害物質(P21参照)を製造・使用・処理する特定施設を設置する事業場(有害物質使用特定事業場)で、汚水等(これを処理したものを含む)を地下に浸透させる事業場
有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質を製造・使用等するもの
有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設
- ③ 有害物質使用特定施設(①②の事業場に設置される施設以外)及び有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質使用特定施設等」という。)を設置する事業場
- ④ 指定施設を設置する事業場(指定事業場)(事故時の措置に係る規定のみ)
指定施設：有害物質又は指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設
指定物質：有害物質及び重油その他政令で定める油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を発生させるおそれがある物質として政令で定めるもの(P9参照)
- ⑤ 貯油施設等を設置する事業場(事故時の措置に係る規定のみ)
貯油施設等：重油その他政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する特定施設以外の施設で政令で定めるもの

■ 特定施設とは

人の健康、生活環境に被害を生じるおそれがある汚水、廃液を**排出**する施設 (P14~18)

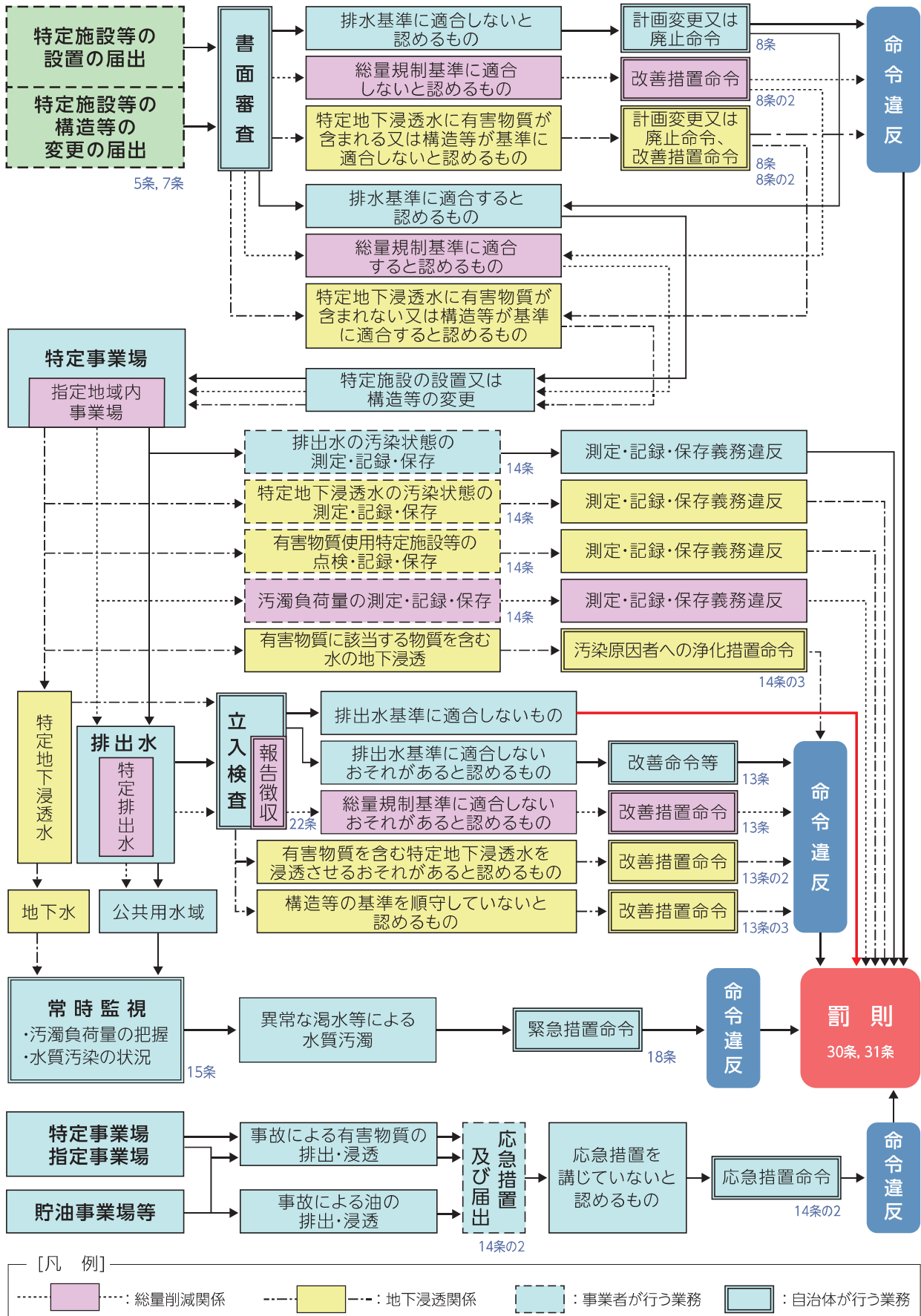
排 出…ここでいう排出とは、**特定施設から排出又は、地下浸透することであって、公共用水域に排出されることではありません。**

(排水水…特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される水)

■ 主な対応内容

法の要件	対応内容	備 考
統括者・管理者の届出	・ 公害防止管理者等の選任と届出 (選任後30日以内)	公害防止組織法 第3条~6条
設置、変更等届出	[特定施設・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設] ・ 設置、変更の届出(工事着手60日前) ・ 廃止の届出(廃止後30日以内)	法第5条~10条
	[総量規制の対象事業場] ・ 汚濁負荷量測定手法の届出	法第14条
基準値の遵守	・ 排水基準の遵守(有害物質、生活環境項目)	法第12条
	[総量規制の対象事業場] ・ 総量規制基準の遵守	
測定・記録	・ 排水の汚染状態の測定 ・ 測定記録の保存(3年間)	法第14条
	[総量規制の対象事業場] ・ 特定排水の汚濁負荷量の測定 ・ 測定記録の保存(3年間)	
構造基準等の遵守	・ 有害物質使用特定施設等に係る構造基準の遵守 ・ 使用方法の遵守及び管理要領の作成・管理	法第12条の4
点検・記録	・ 有害物質使用特定施設等の定期点検 ・ 点検結果の記録と保存(3年間)	法第14条
事故時の対応	・ 発生時の応急処置 ・ 官庁への連絡(豊田市内にあっては豊田市長) ・ 再発防止策の実施	法第14条の2

水質汚濁防止法の全体像



概略

水質汚濁防止法

工業用水法

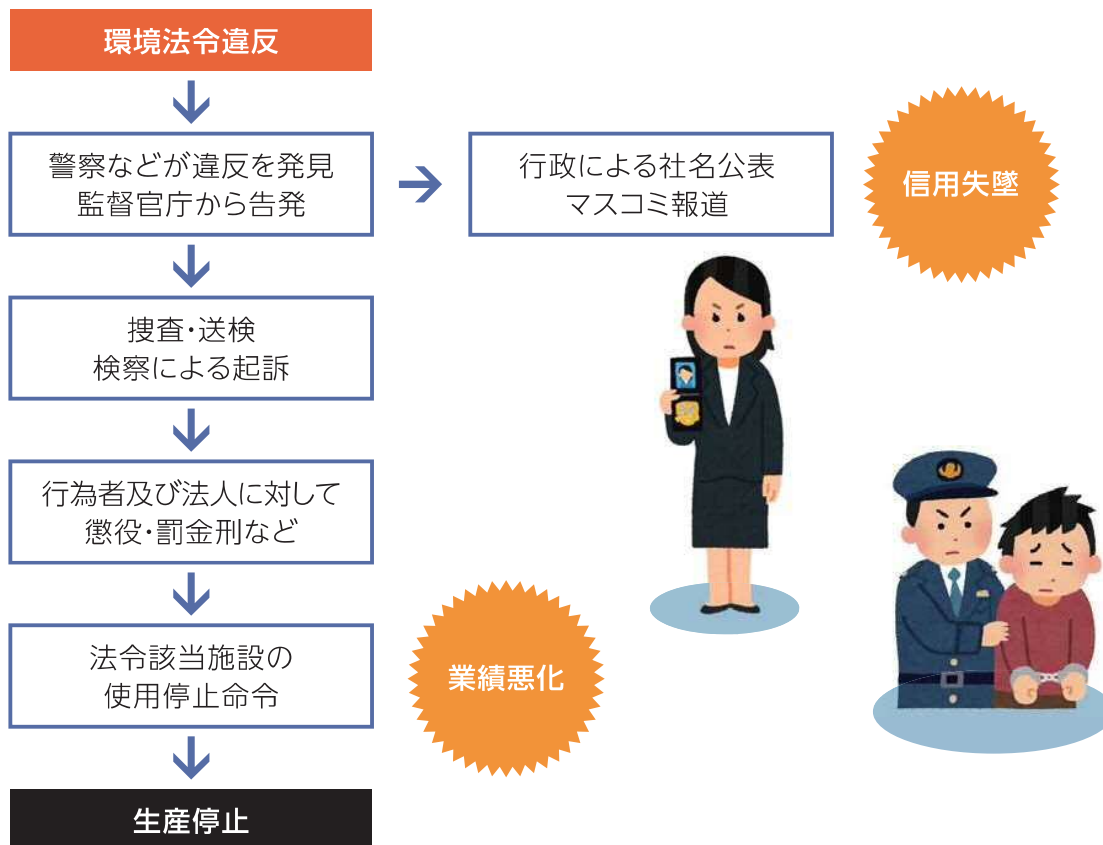
浄化槽法

土壌汚染対策法

参考

水質汚濁防止法違反の罰則と事例

環境関連の法令に違反した場合、工場において生産ができなくなるおそれがあります。
生産活動を継続するためには、**異常の早期発見・未然防止**が大切です。



！ 法令違反（罰則）につながりそうな事例

＜豊田市環境保全課が市内の事業場に指摘した主な内容＞

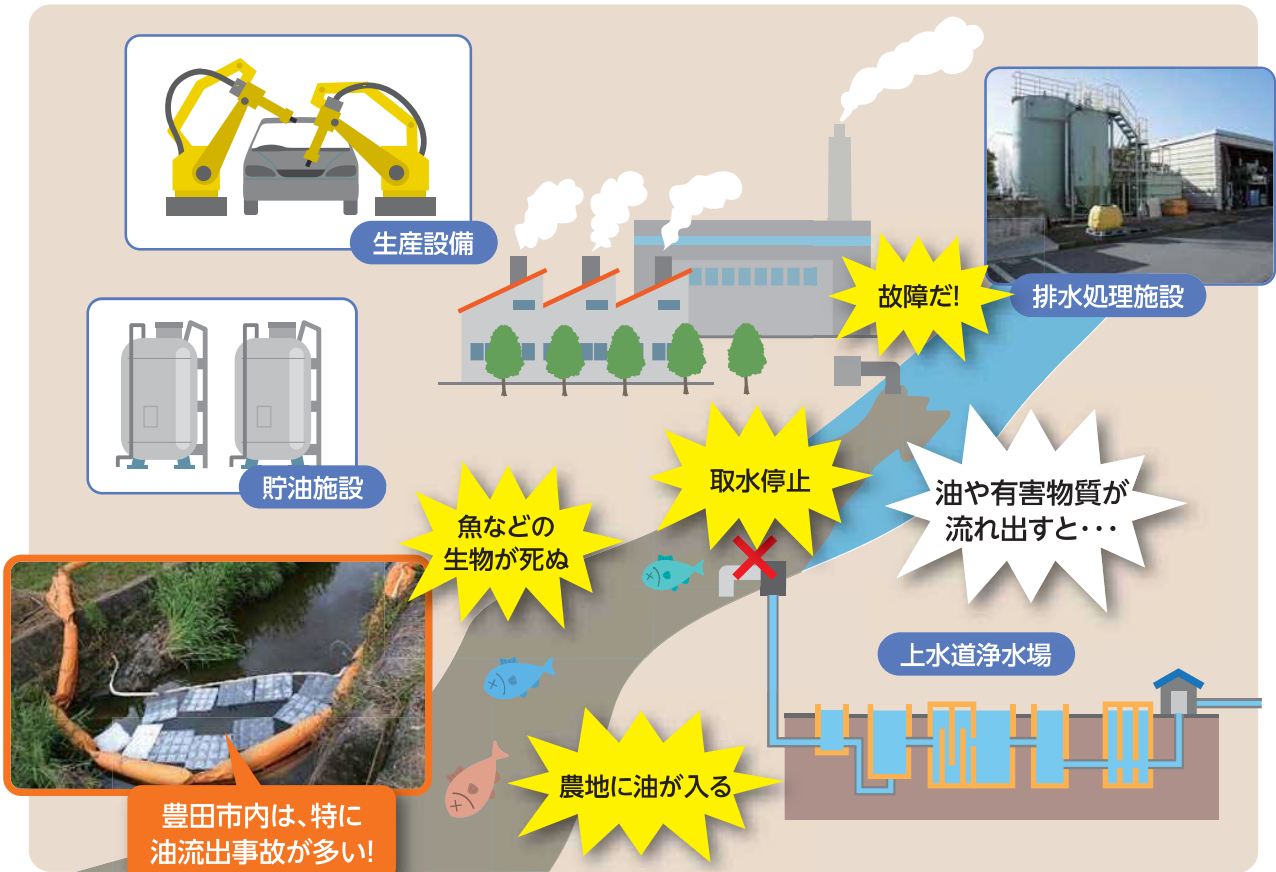
項目	指摘内容
設置、変更等届出 公害防止組織法に伴う届出	<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書及び承継届出書が届出されていなかった。 特定施設設置／変更届出書が事前に届出されていなかった。 特定施設を他事業所へ移設した際、事前の設置届出書、事後の廃止届出書が届出されていなかった。
基準値の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理の基準値遵守記録が保管されていなかった。 定められている基準値を超過した排水が流れていた。⇒ 直罰となります。
事故時の措置、報告	<ul style="list-style-type: none"> 河川など公共用水域への適切な措置がとられていなかった。 拡散防止、回収措置はとったが、行政への報告がされていなかった。
測定義務	<ul style="list-style-type: none"> 排水量に応じて測定頻度、測定項目が決まっているが、測定されていなかった。

行政指導に従わない場合は、罰則を受けることがあります。

水質事故が与える影響

水質事故は原因者の責任となります。

原因者は、直ちに流出防止の措置を行うとともに、速やかに事故・措置の概要を豊田市へ届け出る必要があります。



概略

水質汚濁防止法

工業用水法

浄化槽法

土壌汚染対策法

参考

水質事故を想定した訓練を実施しましょう！

水質事故防止対応手順書の見直し

- 訓練の評価に基づき「水質事故防止対応手順書」を改定する。

訓練の準備をする(計画を立てる)

- 排水系統図を作成する(排水経路を確認)。
- 排水確認ポイント図を作成する。
- 水質事故防止対応手順書を作成する。
- 排水確認の道具を準備する(パックテスト、採水容器、マンホールフック等)。

訓練の評価

- 手順書通りに滞りなく訓練が完了できたか。
- 手順書の不具合、訓練中の不具合を確認する。
- 訓練内容は「訓練実施報告書」に残す。

訓練の実施

- 水質事故を想定した手順書に基づき訓練を実施する(年1回は実施しましょう)。

水質事故訓練をPDCAのサイクルとしましょう。

水質事故を起こさないために

水質事故を起こさないためには、問題点の洗い出しや対策の見直しのための3つの視点が重要です。

施設・設備 ……生産施設を含め、正しい公害防止施設が設置されているか

個人 ……施設の維持管理や運転管理が一人ひとりの自覚と責任のもと行われているか

組織 ……工場一体となった公害防止活動が行われているか



水質事故防止のポイント

● 維持管理体制は整備されていますか？

- ・排水処理施設に加え、生産工程の施設や配管等の保全、工程内の作業管理も含め維持管理を考えましょう。
- ・役割や責任を明確化することで、担当者でなければ気付かないところまで改善できる効果があります。
- ・生産施設の変更が先行し排水処理に問題が生じないように、部局間で情報交換を十分に行いましょう。

● 排水処理施設は正しく運転されていますか？

- ・処理メーカーや保守業者に任せっきりにするのではなく、排水処理の内容を理解することで、日常の運転管理を適切に行うことができます。
- ・管理状況を記録することで、変化点や異常に早期に気付くことができ、未然防止につながるとともに、緊急時の対処への経費も抑えることができます。

● 計器類の保守点検は定期的に行っていますか？

- ・故障してから修理する事後保全ではなく、予防保全を徹底することで、処理施設を停止しなければならない事態を未然防止できます。
- ・稼働時間等を考慮し、ベルトやパッキン、オイルなどの消耗部品の交換頻度を定め、ポンプ類は必ず予備も備えておきましょう。

● 排水の水質測定、記録をしていますか？

- ・日平均排水量50m³未満の特定事業場でも、様式第一別紙四により届け出た項目を年1回以上測定し、記録を3年間保存する義務があります。
- ・測定義務は、排水基準の遵守状況の確認だけでなく、処理施設の運転状況の管理目的もあります。法的な義務付けがあるから測定するだけでなく、測定結果を確認、監視し、排水処理の管理に役立てましょう。

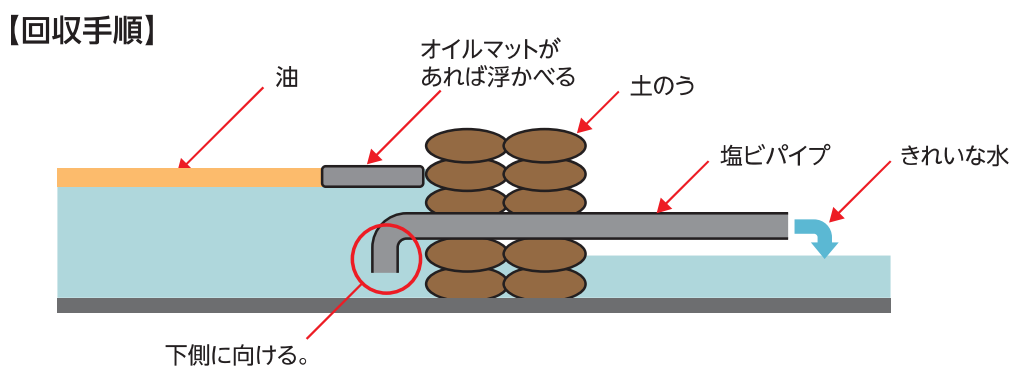
油による水質事故に備えて

万が一の油事故に備えて、資材を準備することも必要です。オイルマットなどの油の吸着材や土のう袋、ブルーシートなどを準備することも重要です。

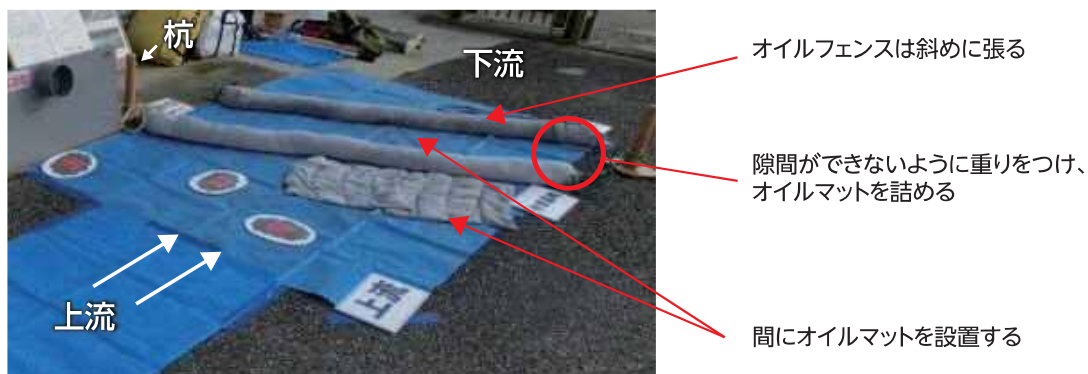
■ 工場内で油が流出したら



■ 排水溝や雨水溝へ流出したら

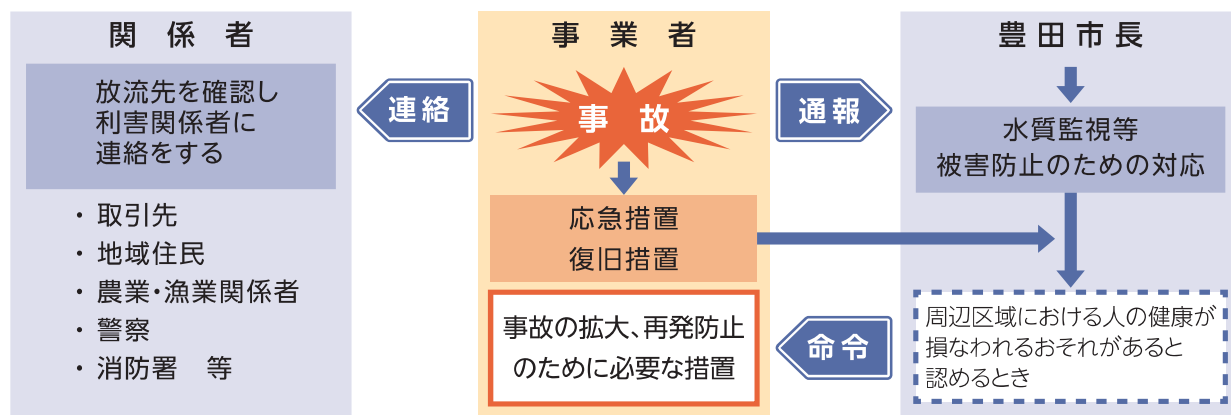


■ 河川や水路へ流出したら



事故時の措置

工場・事業場において特定施設の破損等の事故が発生し、有害物質(P21)や指定物質※ 油や生活環境項目の排水基準(P20)に適合しないおそれがある水を含む水が排出された場合(地下浸透を含む)には、直ちに緊急の措置を講じ環境汚染の拡大防止を図り、豊田市長に通報しなければなりません。



注：排水基準に適合しない排出水が事業場の敷地を超え、河川に流入した場合、甚大な被害に繋がるおそれがあります。

水質事故は、流出者の責任になります。

原因者は、法律に沿った措置をとる。

応急措置を行う。

- 汚染の拡散防止
- 汚染水(物質)の回収

行政へ速やかに報告する。
流出防止のための措置を行う。

- 原因調査
- 汚染の程度
- 恒久対策

※指定物質

番号	物質名	番号	物質名	番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	21	硫酸ジメチル	41	アラニカルブ
2	ヒドラジン	22	クロルピクリン	42	クロルデン
3	ヒドロキシルアミン	23	ジクロロボス(DDVP)	43	臭素
4	過酸化水素	24	オキシデプロホス(ESP)	44	アルミニウム及びその化合物
5	塩化水素	25	トルエン	45	ニッケル及びその化合物
6	水酸化ナトリウム	26	エピクロロヒドリン	46	モリブデン及びその化合物
7	アクリロニトリル	27	スチレン	47	アンチモン及びその化合物
8	水酸化カリウム	28	キシレン	48	塩素酸及びその塩
9	アクリルアミド	29	パラ-ジクロロベンゼン	49	臭素酸及びその塩
10	アクリル酸	30	フェノパカルブ(BPMC)	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
11	次亜塩素酸ナトリウム	31	プロピザミド	51	マンガン及びその化合物
12	二硫化炭素	32	クロロタロニル(TPN)	52	鉄及びその化合物
13	酢酸エチル	33	フェニトロチオン(MEP)	53	銅及びその化合物
14	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	34	イプロベンホス(IBP)	54	亜鉛及びその化合物
15	硫酸	35	イソプロチオラン	55	フェノール類及びその塩類
16	ホスゲン	36	ダイアジノン	56	ヘキサメチレンテトラミン
17	1, 2-ジクロロプロパン	37	イソキサチオン	57	アニリン
18	クロルスルホン酸	38	クロルニトロフェン(CNP)	58	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
19	塩化チオニル	39	クロルピリホス	59	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
20	クロロホルム	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

水質汚濁防止法における届出関係

工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設の設置等をしようとするときは、所定の事項を豊田市長に届け出なければなりません。

この届出は当該工場・事業場の規模、排出水量にかかわらず届け出る必要があります。

■ 特定施設に関わる届出

項目	遵守事項	届出先	例
特定施設設置届出	工事着工60日前までに「設置届出書」を提出	豊田市長	<ul style="list-style-type: none"> 新規アルカリ洗浄機を次期連休時に設置 他工場から洗浄機を移設し、アルカリ洗浄機として使用する。
特定施設廃止届出	使用を廃止した日から30日以内に「廃止届出書」を提出		<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したアルカリ洗浄機を撤去した。 他工場へ移設した。
特定施設構造変更届出	工事着工60日前までに「変更届出書」を提出		<ul style="list-style-type: none"> 洗浄液、薬品類の変更 配管、経路等の変更 排水量の変更
経過措置に伴う使用届出	既存施設が特定施設の要件を満たした時点から30日以内に「使用届出書」を提出		<ul style="list-style-type: none"> 法改正等により新たに特定施設になった。
氏名等変更届出	会社代表者等の名称変更が生じた際、30日以内に提出		<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役交代による氏名変更 社名変更(合併等を除く)
承継届出	法対象企業から特定施設を譲渡、借用、合併した30日以内に提出		<ul style="list-style-type: none"> 法対象A社より、酸・アルカリ洗浄機を借用し設置運用 合併による社名変更 会社を相続した。
事故報告	環境事故の発生とその状況、それに対する措置を速やかに報告		<ul style="list-style-type: none"> 油が河川に流出 有害物質を含む水が河川に流出

■ 特定施設設置届出書の届出事項

- ① 氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名)
- ② 工場・事業場の名称及び所在地
- ③ 特定施設の種類
- ④ 特定施設の構造
- ⑤ 特定施設等の設備
- ⑥ 特定施設等の使用の方法
- ⑦ 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- ⑧ 排出水の汚染状態及び量など
- ⑨ 排出水に係る用水及び排水の系統
- ⑩ 有害物質に係る用水及び排水又は搬入及び排出の系統

水質汚濁防止法の届出書の書き方

特定施設の記入要領 (例：電気めっき施設)

届出書表紙

様式第1 (第3条関係) (表面)
特定施設 (有害物質貯蔵特定施設) 設備 (使用・変更) 届出書
 ○○年○○月○○日

提出年月日を記入する。

工場長等の代表権を有しないものが届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

豊田市長 殿

住所 名古屋市中区上之元3丁目1-2
 氏名又は名称 アイチ金属工業株式会社
 法人にあっては 代表取締役 愛知太郎
 は代表者氏名

水質汚濁防止法(第5条第1項) 第2条第1項第2号(第6条第1項第2号、第7条)の規定により(特定施設)(有害物質貯蔵特定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	アイチ金属工業株式会社 第一工場	※登録番号	
工場又は事業場の所在地	豊田市○○町1-10	※発着年月日	年 月 日
特定施設の種別	66 電気めっき施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る)	別紙1のとおり。		
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
△排出水の排出系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る排水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
有害物質使用特定施設の種別			
△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
△特定施設下流汚水の測定の方法	別紙10のとおり。		
△特定施設下流汚水に係る排水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称を記入する。

別紙1 特定施設の構造

別紙1 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号 66-②

特定施設番号及び名称 66 電気めっき施設

形式 全自動銅ニッケルクロムライオンメッキ愛知型 令和2年式

構造 鉄鋼製(ライニング処理)(別紙参照)

主要寸法 メッキライン長さ16.6m×幅1.6m×高さ2.3m
 メッキ槽高さ0.7m×幅1.1m
 1基

能力 $\Delta\Delta\text{kg}/\text{日}$

設置 別紙配置図のとおり

設置年月日 年 月 日

工事着手予定年月日 ○○年 ○○月 ○○日

工事完成予定年月日 ○○年 ○○月 ○○日

使用開始予定年月日 ○○年 ○○月 ○○日

その他参考となるべき事項 床面は厚さ100mmのコンクリート層には樹脂を敷き、流出を防止

工場において使っている番号等があれば、記入する。

メーカーでの呼び名、型式、年式を記入する。

①「特定施設の構造図」を添付する。

設置基数についても記入する。

その施設の時間当たり、又は1日当たりの原材料の処理能力を重量、長さ等により記入する。

法第5条に基づく設置届の場合は記載不要

②「工場全体の配置図」と③「特定施設及び関連する主要機械又は主要装置の配置図」を添付する。

有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

別紙2 特定施設の使用の方法

別紙2 特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号 66-②

特定施設番号及び名称 66 電気めっき施設

設置場所 別紙配置図のとおり

操業の系統 別紙のとおり

使用時間間隔 連続使用

1日当たりの使用時間 8時間

使用の季節的変動 なし

原材料(消耗材料を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 別紙のとおり

②「工場全体の配置図」を添付し、特定施設の設置場所を明示する。

④「原料から製品までの製造工程のフローシート」を添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。

特定施設を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記入し、1日当たりの使用時間が日によって変動する場合は平均使用時間を記入する。季節的変動のある場合は、その旨を記入する。

特定施設を含む作業工程で実際に使用している全ての原材料等について記入する。欄内に記入できない場合には、⑤別紙に記入する。

排水基準の定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該事業場で使用するなど関係するものについて記入する。

当該特定施設から排出される汚水又は廃液の量を記入する。

製造、使用又は処理している有害物質等を記入する。

汚水等の汚染状態	種別	通常	最大
	pH	3~10	2~13
	BOD	100mg/L	300mg/L
	COD	50	100
	SS	90	120
	T-N	60	200
	T-P	8	20
汚水等の量	種別	通常	最大
	排出量	70	80
	排水		
	汚水		
	その他参考となるべき事項	排水用有害物質等：電気銅、シアン化カリウム、排水クロム酸、シアン化ナトリウム	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3 汚水等の処理の方法

別紙3 汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号 No1

処理施設の種類 別紙配置図のとおり

設置年月日 年 月 日

工事着手予定年月日 ○○年 ○○月 ○○日

工事完成予定年月日 ○○年 ○○月 ○○日

使用開始予定年月日 ○○年 ○○月 ○○日

種別及び形式 総合汚水処理施設 ○○式

構造 コンクリート製(別紙のとおり)

主要寸法 11m×17m×4m

能力 3.5m³/時

処理の方法 酸化、還元、凝集沈降

処理の系統 別紙のとおり

集水及び導水の方法 200mmφ塩ビ管にて汚水処理施設に導水する(別紙参照)

使用時間間隔 連続

1日当たりの使用時間 8時間

使用の季節的変動 なし

消滅剤の1日当たりの汚染削減率 別紙のとおり

⑤「構造図」を添付する。

⑥「構造図」を添付する。

時間当たり又は1日当たりの処理能力を記入する。

⑦「汚水処理の系統図」を添付する。

集水及び導水系等を②「工場全体の配置図」等に明示する。

汚水処理施設で使用する薬品等について、用途別にその種類と使用量を記入する。欄内に記入できない場合には、⑤「別紙」に記入する。

排水基準の定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該事業場で使用するなど関係するものについて記入する。

排出先及び排出方法等を記入する。

汚水の処理によって生じる残さを業者委託する場合は、処理業者名等を記入する。

⑧別紙1,2の特定施設と処理施設との関係等を記入する。

汚水等の汚染削減及び量	種類	項目	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4~9	7~8	2~13	7~8	
	BOD	80	15	200	20	
	COD	40	10	80	20	
	SS	60	20	120	30	
	T-N	50	20	200	25	
	T-P	5	2	20	3	
	CN	50	0.1	70	0.5	
	Cr ⁶⁺	40	0.1	60	0.3	
	Cu	30	0.5	50	1	
	Zn	30	1	50	2	
	量(m ³ /日)	210	210	250	250	

備考 1 汚水等の汚染削減の欄には、当該特定事業場の排出水に記載すること。
 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び並びに

別紙4 排水水の汚染状態及び量

別紙4

排水口名等を記入する。

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	No1		No2	
	通常	最大	通常	最大
種別 項目				
pH	7~8	7~8	6~7	6~7
BOD	15 mg/L	20 mg/L	10 mg/L	15 mg/L
COD	10	20	9	14
SS	20	30	20	30
T-N	20	25	8	12
T-P	2	3	0.8	1.2
CN	0.1	0.5	0	0
Cr	0.1	0.3	0	0
Cu	0.5	1	0	0
Zn	1	2	0	0

排水水の汚染状態

排水水の量 (m³/日)	No1		No2	
	通常	最大	通常	最大
	210	250	130	150

その他参考となるべき事項

66-②など工程 → No.1 処理施設 → No.1 排水口 → 側溝
 ①尿浄化槽排水 + 冷却水 → No.2 排水口 → 側溝
 雨水 → No.3 ~ No.6 排水口 → 側溝

排出先: 十ヶ川、阿久川

- 別紙1、2の特定施設と別紙3の処理施設との関係を明示する。
- 排水口ごとに、公共用水域への排出先を記載する。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に保る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5 排水水の排出系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水(污水处理施設がある場合は処理後の排水)のCODを記入する。

当該工程の排水量を記入する。

汚染状態(通常)×水量(通常)÷1000

汚染状態(最大)×水量(最大)÷1000

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

業種その他の区分(番号)	汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚染負荷量 (kg/日)		COD		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大			
① 電気めっき業(201)	10	20	36	43.5	16.5	—	27	0.36	0.87
② 輸送用機械器具製造業(206)	10	20	74	86.5	63.5	—	23	0.74	1.73
③ 輸送用機械器具製造業(206-備)	10	20	100	120	90	—	30	1	2.4
④ し尿浄化槽(150人槽)(2327)	30	40	30	40	—	—	—	0.9	1.6
合計			240	290	170	40	80	3	5.5

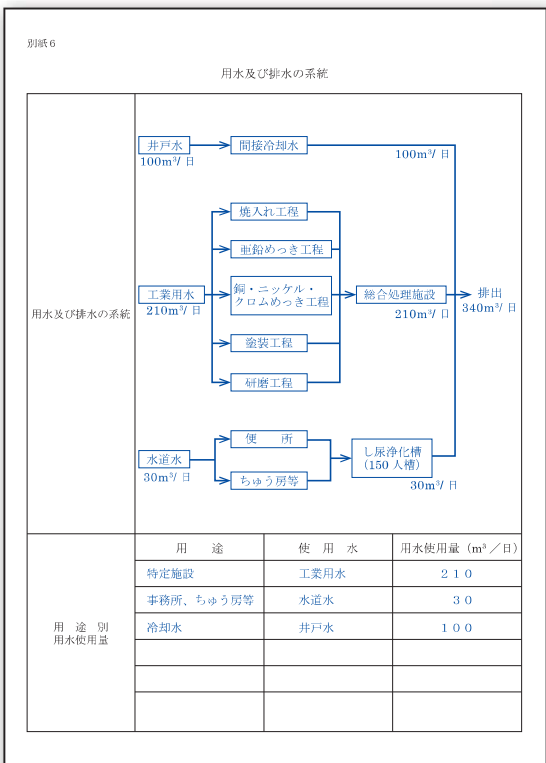
特定排水以外の排水

種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚染負荷量 (kg/日)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
a 冷却水	3	4	100	110	0.3	0.44
合計			100	110	0.3	0.44

①②③...abc...は、別添「排水水の排出系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。

平成24年愛知県告示第399号に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。
 「番号」は、「業種等及び規模-備考」(「61-ア」、「108-ウ」、「206-備」、「223ア-備」等)と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙6 用水及び排出の系統



必要な添付書類

- 排水水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図
- 工場・事業場の概要
- ① 特定施設等の構造図
- ② 工場全体の配置図
- ③ 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所
- ④ 特定施設を含む操業の系統図(原料から製品までの製造工程フローシート)
- ⑤ 原材料の種類及び処理に関する消耗資材
- ⑥ 污水处理施設の構造図(平面図及び立面図)
- ⑦ 污水处理の系統図

届出様式は、豊田市環境保全課のホームページから入手できます。

「水質汚濁防止法」に基づく届出様式一覧

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyuhouzen/1004211.html>

水質関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法)に基づき、一定の工場には、公害防止に関して専門知識を有する者を工場に配置(選任及び届出)し、その工場内の公害防止組織の整備を図る義務があります。

公害防止組織を置かなければならない対象業種は、製造業(物品の加工業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業で、かつ、有害物質排出施設又は1,000m³/日以上以上の汚水等排出施設が設置されている工場が対象です(県条例を除く)。

公害防止組織	職務	要件(水質に限る)		資格
公害防止統括者	・ 工場の公害防止に関する業務を統括管理(工場長等を想定)	常時使用する従業員数が21人以上の事業所*		不要
公害防止主任管理者	・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮(部長・課長を想定)	排出ガス量が40,000Nm ³ /時以上かつ排出水量が10,000m ³ /日以上		必要
公害防止管理者	・ 施設の点検、原材料の検査等技術的事項(設備管理者等を想定)	有害物質を発生する施設	排出水量が10,000m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの	水質第1種
			排出水量が10,000m ³ /日未満の工場に設置されるもの	水質第1種又は第2種
		上記以外の施設	排出水量が10,000m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの	水質第1種又は第3種
			排出水量が10,000m ³ /日未満の工場に設置されるもの	水質第1種～第4種
公害防止担当者(県条例)	・ 工場の公害防止に関し、従業員を指示	法による公害防止管理者を選任しなくてもよい工場等で、特定施設を有し、排出水量が500m ³ /日以上に該当する工場等		水質第1種～第4種又は実務3年以上従事

* 事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数

■ 公害防止管理者の資格取得

資格種類	受講内容	関係機関
国家試験	毎年1回行われ、受験資格はありません。	一般社団法人 産業環境管理協会 https://www.jemai.or.jp
認定講習	学歴及び実務経験または技術資格がある場合、書類審査後、一定の講習を受講し、修了試験に合格することで、国家試験合格と同等の資格を有することができます。	



■ 公害防止統括者等の届出






公害防止組織	届出時期
公害防止統括者	選任 … 必要が生じた日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出 死亡・解任 … 死亡・解任した日から30日以内に届出
公害防止主任管理者 公害防止管理者	選任 … 必要が生じた日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出 死亡・解任 … 死亡・解任した日から30日以内に届出
公害防止担当者	選任 … 選任した日から30日以内に届出 死亡・解任 … 死亡・解任した日から30日以内に届出

公害防止管理者制度の詳細は、豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ1 「環境法令一般」を参照してください。

主な特定施設

以下は豊田市内で届出の多い業種の特定施設です。

業種等	施設の画像	適用条件
自動式車両洗浄施設		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンスタンド、自動車整備工場等に設置されている自動式洗車機
旅館業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅館業法に基づくちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設 <p>注：住宅宿泊事業に関するもの及び下宿営業は除く</p>
洗濯業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人経営洗濯業、フランチャイズ洗濯工場の洗浄施設=洗濯機(洗濯乾燥機含)
酸又はアルカリによる表面処理施設		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属表面を酸・アルカリ水で処理する施設等
畜産農業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 畜産農業又はサービス業(牛房、豚房、馬房) <p>イ 豚房=総面積 50m²未満は除く ロ 牛房=総面積200m²未満は除く ハ 馬房=総面積500m²未満は除く</p>
飲食店		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店のちゅう房施設 <p>注：総床面積420m²未満の事業場除く</p>
し尿処理施設		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● し尿処理施設、501人槽以上の浄化槽

業種等	施設の画像	適用条件
写真現像業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 写真現像用に用いる自動式フィルム現像洗浄施設(現像用の薬品類を用いた現像液)
金属製品製造業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄及び非鉄金属製品を製造に用いる施設 <ul style="list-style-type: none"> イ 焼入れ施設 □ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
窯業原料の精製業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 窯業原料(うわ薬原料含む)精製に用いる施設 <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式破碎施設 □ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
生コンクリート製造業		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生コンクリート製造に用いるバッチャープラント <p>注：バッチャープラント：コンクリートの材料を所定の割合に混ぜ合わせて必要な性質(混練)のものをつくる設備</p>
電気めっき施設		<p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気めっき処理をする施設

■ 市内の業種別特定事業場数 上位15位 (令和3年3月31日現在)

特定施設No.	特定施設名称	届出数	特定施設No.	特定施設名称	届出数
71	自動式車両洗浄施設	168	72	し尿処理施設	36
91	201人槽以上500人槽以下の浄化槽 (指定地域特定施設)	146	68	写真現像業	32
66-3	旅館業	111	63	金属製品製造業又は機械器具製造業	25
67	洗濯業	49	58	窯業原料の精製業	23
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	45	55	生コンクリート製造業	17
1-2	畜産農業又はサービス業	41	17	豆腐又は煮豆の製造業	12
66-6	飲食店	36	66	電気めっき施設	9
			71-2	科学技術に関する試験・研究機関	9

届出施設一覽

別表第一

(1/3)

	業種等	特定施設名
一	鉱業、水洗炭業	選鉱施設、選炭施設、坑水中和沈でん施設、掘削用の泥水分離施設
一の二	畜産農業又はサービスマ	豚房施設(豚房の総面積が50m ² 未満の事業場を除く)、牛房施設(牛房の総面積が200m ² 未満を除く)、馬房施設(馬房の総面積が500m ² 未満の事業場を除く)
二	畜産食料品製造業	原料処理施設、洗浄施設(洗びん施設を含む)、湯煮施設
三	水産食料品製造業	水産動物原料処理施設、洗浄施設、脱水施設、ろ過施設、湯煮施設
四	保存食料品製造業(野菜又は果実原料)	原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、湯煮施設
五	みそ、しょう油、ソース又は食酢等製造業	原料処理施設、洗浄施設、湯煮施設、濃縮施設、精製施設、ろ過施設
六	小麦粉製造業	洗浄施設
七	砂糖製造業	原料処理施設、洗浄施設(流送施設を含む)、ろ過施設、分離施設、精製施設
八	パン、菓子製造業、製あん業	粗製あんの沈でんそう
九	米菓製造業、こうじ製造業	洗米機
十	飲料製造業	原料処理施設、洗浄施設(洗びん施設を含む)、搾汁施設、ろ過施設、湯煮施設、蒸留施設
十一	動物系飼料製造業、有機質肥料製造業	原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設、水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業	原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、分離施設
十三	イースト製造業	原料処理施設、洗浄施設、分離施設
十四	でん粉、化工でん粉製造業	原料浸せき施設、洗浄施設(流送施設を含む)、分離施設、渋だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖、水あめ製造業	原料処理施設、ろ過施設、精製施設
十六	麺類製造業	湯煮施設
十七	豆腐、煮豆製造業	湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業	原料処理施設、湯煮施設、洗浄施設
十八の三	たばこ製造業	水洗式脱臭施設、洗浄施設
十九	紡績業、繊維製品の製造、加工業	まゆ湯煮施設、副蚕処理施設、原料浸せき施設、精練機及び精練そう、シルケット機、漂白機及び漂白そう、染色施設、薬液浸透施設、のり抜き施設
二十	洗毛業	洗毛施設、洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業	湿式紡糸施設、リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、原料回収施設
二十一の二	一般製材業、木材チップ製造業	湿式バーカー
二十一の三	合板製造業	接着機洗浄施設
二十一の四	パーティクルボード製造業	湿式バーカー、接着機洗浄施設
二十二	木材薬品処理業	湿式バーカー、薬液浸透施設
二十三	パルプ、紙、紙加工品製造業	原料浸せき施設、湿式バーカー、碎木機、蒸解施設、蒸解廃液濃縮施設、チップ又はパルプ洗浄施設、漂白施設、抄紙施設(抄造施設を含む)、セロハン製膜施設、湿式繊維板成型施設、廃ガス洗浄施設
二十三の二	新聞業、出版業、印刷業、製版業	自動式フィルム現像洗浄施設、自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四	化学肥料製造業	ろ過施設、分離施設、水洗式破碎施設、廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設
二十五	削除	
二十六	無機顔料製造業	洗浄施設、ろ過施設、遠心分離機(カドミウム系無機顔料製造施設)、水洗式分別施設(群青製造施設)、廃ガス洗浄施設
二十七	無機化学工業製品製造業(前号に掲げる事業以外)	ろ過施設、遠心分離機、亜硫酸ガス冷却洗浄施設(硫酸製造施設)、洗浄施設(活性炭又は二硫化炭素製造施設)、塩酸回収施設(無水けい酸製造施設)、反応施設(青酸製造施設)、吸着施設及び沈でん施設(よう素製造施設)、沈でん施設(海水マグネシア製造施設)、水洗式分別施設(バリウム化合物製造施設)、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
二十八	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設、洗浄施設及び蒸留施設(酢酸エステル製造施設)、メチルアルコール蒸留施設(ポリビニルアルコール製造業)、蒸留施設(アクリル酸エステル製造施設)、塩化ビニルモノマー洗浄施設、クロロブレンモノマー洗浄施設
二十九	コールタール製品製造業	ベンゼン類硫酸洗浄施設、静置分離器、タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く)	原料処理施設、蒸留施設、遠心分離機、ろ過施設
三十一	メタン誘導品製造業	蒸留施設(メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設)、精製施設(ホルムアルデヒド製造施設)、洗浄施設及びろ過施設(フロンガス製造施設)
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設、顔料又は染色レーキの製造施設の水洗施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設

概略

水質汚濁防止法

工業用水法

浄化槽法

土壌汚染対策法

参考

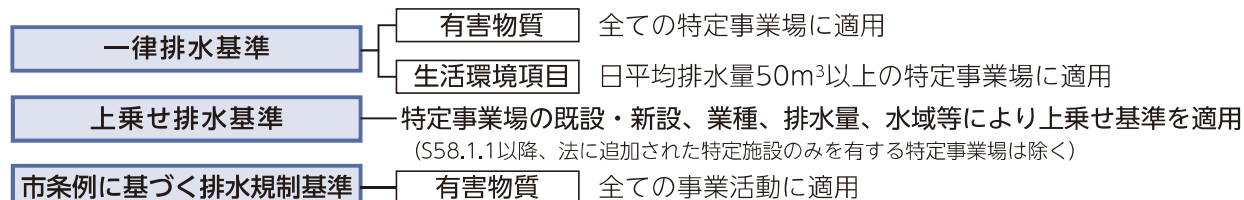
	業種等	特定施設名
三十三	合成樹脂製造業	縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機、静置分離器、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設(フッ素樹脂製造施設)、溶剤蒸留施設(ポリプロピレン製造施設)、溶剤回収施設(中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設(ポリブテン)、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業	ろ過施設、脱水施設、水洗施設、ラテックス濃縮施設、静置分離器(スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴム製造施設)
三十五	有機ゴム薬品製造業	蒸留施設、分離施設、廃ガス洗浄施設
三十六	合成洗剤製造業	廃酸分離施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
三十七	石油化学工業 (前六号に掲げる事業以外)	洗浄施設、分離施設、ろ過施設、急冷施設及び蒸留施設(アクリロニトリル製造施設)、蒸留施設(アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設(アルキルベンゼン製造施設)、蒸留施設及び硫酸濃縮施設(イソプロピルアルコール製造施設)、蒸留施設及び濃縮施設(エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設)、縮合反応施設及び蒸留施設(2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設(シクロヘキサノン製造施設)、ガス冷却洗浄施設(トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸製造施設)、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設(ノルマルパラフィン製造施設)、プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、水蒸気凝縮施設(メチルエチルケトン製造施設)、反応施設及びメチルアルコール回収装置(メチルメタアクリレートモノマー製造施設)、廃ガス洗浄施設
三十八	石けん製造業	原料精製施設、塩折施設
三十八の二	界面活性剤製造業	反応施設(1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しない物を除く)
三十九	硬化油製造業	脱酸施設、脱臭施設
四十	脂肪酸製造業	蒸留施設
四十一	香料製造業	洗浄施設、抽出施設
四十二	ゼラチン又はにかわ製造業	原料処理施設、石灰づけ施設、洗浄施設
四十三	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
四十四	天然樹脂製品製造業	原料処理施設、脱水施設
四十五	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
四十六	有機化学工業製品製造業 (第二十八号から前号までに掲げる事業以外)	水洗施設、ろ過施設、ヒドラジン製造施設の濃縮施設、廃ガス洗浄施設
四十七	医薬品製造業	動物原料処理施設、ろ過施設、分離施設、混合施設、廃ガス洗浄施設
四十八	火薬製造業	洗浄施設
四十九	農業製造業	混合施設
五十	試薬の製造業(第二条各号に掲げる物質を含有する)	試薬製造施設
五十一	石油精製業 (潤滑油再生業を含む)	脱塩施設、原油常圧蒸留施設、脱硫施設、揮発油・灯油又は軽油の洗浄施設、潤滑油洗浄施設
五十一の二	自動車用タイヤ・自動車用 チューブの製造業 ゴムホース製造業 工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く) 更生タイヤ製造業、ゴム板製造業	直接加硫施設
五十一の三	医療用・衛生用ゴム製品製造業 ゴム手袋製造業 糸ゴム製造業、ゴムバンド製造業	ラテックス成型型洗浄施設
五十二	皮革製造業	洗浄施設、石灰づけ施設、タンニンづけ施設、クロム浴施設、染色施設
五十三	ガラス、ガラス製品製造業	研磨洗浄施設、廃ガス洗浄施設
五十四	セメント製品製造業	抄造施設、成型機、水養生施設(蒸気養生施設を含む)
五十五	生コンクリート製造業	パッチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業	混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業	成型施設
五十八	窯業原料(うわ窯原料を含む)の精製業	水洗式破碎施設、水洗式分別施設、酸処理施設、脱水施設
五十九	砕石業	水洗式破碎施設、水洗式分別施設

	業種等	特定施設名
六十	砂利採取業	水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業	タール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設、湿式集じん施設
六十二	非鉄金属製造業	還元ぞう、電解施設(溶融塩電解施設を除く)、焼入れ施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
六十三	金属製品製造業、機械器具製造業	焼入れ施設、電解式洗浄施設、カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設
六十三の二	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
六十四	ガス供給業、コークス製造業	タール及びガス液分離施設、ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む)
六十四の二	水道施設、工業用水道施設、自家用工業水道施設の浄水施設(浄水能力が1日10,000m ³ 未満の事業場を除く)	沈でん施設、ろ過施設
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設	酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六	電気めっき施設	電気めっき施設
六十六の二	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設
六十六の三	旅館業(住宅宿泊事業に該当するもの及び下宿営業を除く)	ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設
六十六の四	共同調理場	ちゅう房施設(総床面積が500m ² 未満の事業場は除く)
六十六の五	弁当仕出屋、弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場は除く)
六十六の六	飲食店	ちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場は除く)
六十六の七	そば店、うどん店、すし店及び喫茶店 その他通常主食と認められる食事を提供しない飲食店	ちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場は除く)
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブなど(その他これらに類する飲食店)	ちゅう房施設(総床面積が1500m ² 未満の事業場は除く)
六十七	洗濯業	洗浄施設
六十八	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院(病床数300以上であるもの)	ちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設
六十九	と畜業、死亡獣畜取扱業	解体施設
六十九の二	卸売市場(水産物に係るものに限り総面積が1,000m ² 未満の事業場は除く)	卸売場、仲卸売場
七十	廃油処理施設	廃油の処理(廃油が生じた船舶内でする処理を除く)の用に供する設備
七十の二	自動車特定整備事業	洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場を除く)
七十一	自動車車両洗浄施設	洗浄施設
七十一の二	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設、焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するもの)	焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するもの)	脱水施設(汚泥)、焼却施設(汚泥:PCBを除く)、油水分離施設(廃油)、焼却施設(廃油:PCBを除く)、中和施設(廃酸、廃アルカリ)、焼却施設(廃プラスチック:PCBを除く)、シアン化合物の分解施設(汚泥、廃酸、廃アルカリ)、焼却施設(廃PCB、廃PCB汚染物、PCB処理場)、分解施設(廃PCB、廃PCB汚染物、PCB処理場)、洗浄施設又は分離施設(廃PCB汚染物、PCB処理場)
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設	洗浄施設
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの蒸留施設	蒸留施設
七十二	し尿処理施設	し尿処理施設(処理対象人数が500人以下のし尿浄化槽を除く)
七十三	下水道終末処理施設	下水道終末処理施設
七十四	特定事業場から排出される水の処理施設(前二号に掲げるものを除く)	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設
九十一 ※	指定地域内し尿処理施設 指定地域特定施設	201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽

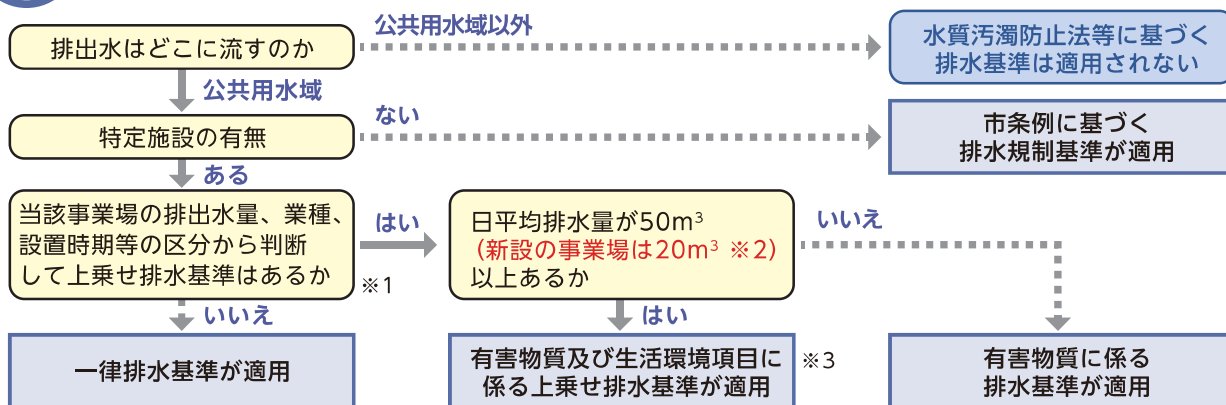
※ 九十一は豊田市で便宜上独自に附番したものです。

排水基準について

排水基準とは、特定事業場から公共用水域に排出される水の汚染状態（濃度）についての許容限度のことです。排水基準には、全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対して法令で定められた「一律排水基準」と、法令よりも厳しい基準を条例で定めた愛知県条例「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」に基づく排水基準（上乘せ排水基準）、豊田市条例「豊田市の環境を守り育てる条例」に基づく排水規制基準があります。



排水基準の適用の流れ図



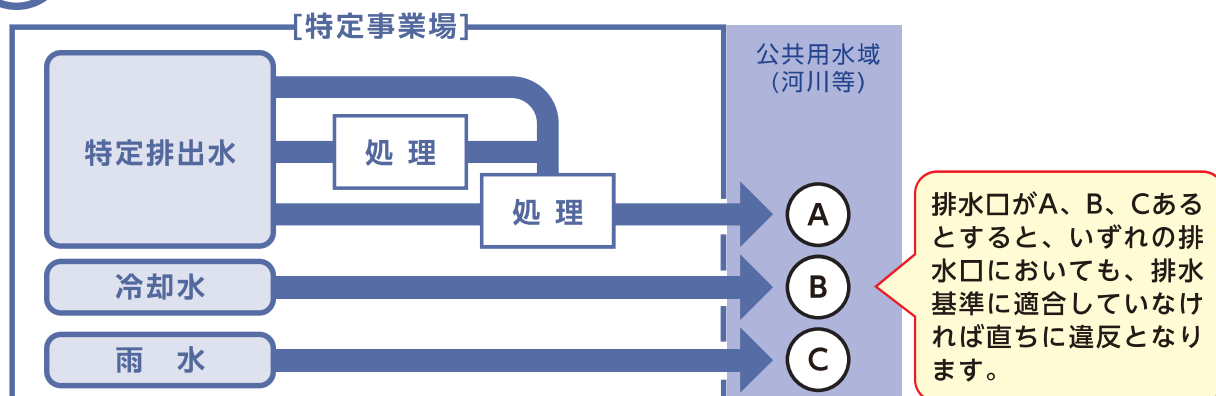
※1：既設・新設について

- 既設… 特定施設を設置した工場・事業場のうち、下記のように区分される事業場
 - ・事業場区分A：下記「事業場区分B」以外の事業場で、境川水域で～S47.3.31 に設置された事業場又は矢作川水域で～S48.3.31 に設置された事業場
 - ・事業場区分B：～S57.12.31に設置された事業場で、1の2（畜産農業）、18の2（冷凍調理食品製造業）、18の3（たばこ製造業）、19の1（紡績業等ののり抜き施設）、21の2, 3, 4（一般製材業等）、23の2（新聞業、出版業等）、51の2, 3（ゴム製品製造業）、63の2（空きびん卸売業）、64の2（水道施設）、66の3（旅館業）、68の2（病院）、69の2, 3（卸売市場）、70の2（自動車特定整備事業洗車施設）、71の2（試験研究機関）、71の3（一般廃棄物処理施設）、71の4イ（産業廃棄物処理施設）のみを有する事業場
- 新設… 特定施設を設置した工場・事業場のうち、既設の工場・事業場以外のも

※2：矢作川水域における非鉄金属鉱業及び業原料製造業は、排水量に関係なく全ての事業場に適用されます。畜産農業及びサービス業は、既設であっても日平均排水量20m³以上で適用されます。

※3：上乘せ排水基準の定めのない項目については、新設の事業場（日平均排水量が20m³以上）について生活環境項目（窒素含有量、燐含有量を除く）が適用されます。

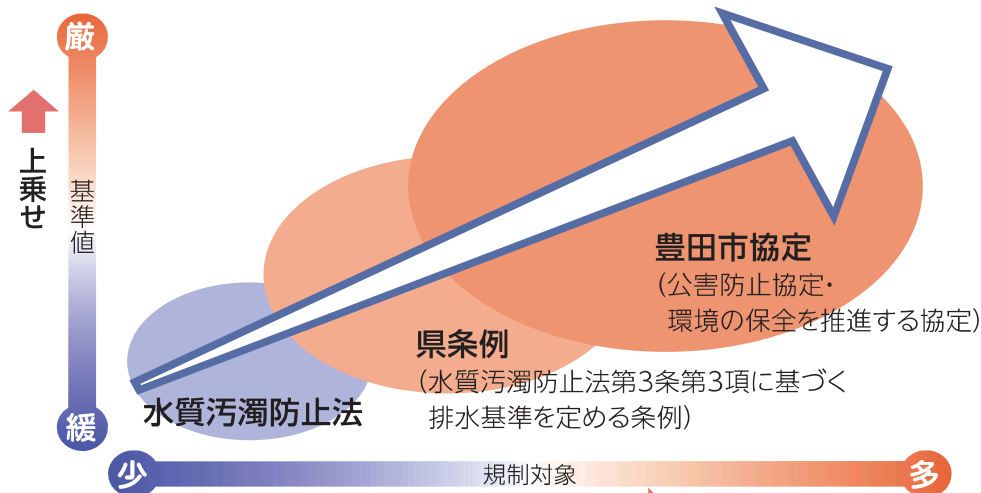
排水基準の適用される場所



排水基準値

排水水を排出する者は、その汚染状態が当該事業場の排水口において、排水基準に適合しない排水水を排出してはなりません。排水基準違反に対しては、直罰規定が定められています。

法、県条例、市協定の基準値位置づけ (イメージ)



生活環境項目

※ 豊田市の環境を守り育てる条例により有害物質の排水規制基準あり。

生活環境項目	一律排水基準 (法律の許容濃度)	上乘せ排水基準 ※1 (条例の許容濃度)
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8 ~ 8.6 海域 5.0 ~ 9.0	← ←
生物学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)	70mg/L(新設は30mg/L) (日間平均 50mg/L、 新設の日間平均は20mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L(新設は2mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L (矢作川水系の新設は0.5mg/L)
銅含有量	3mg/L	1mg/L
亜鉛含有量	2mg/L ※2	←
溶解性鉄含有量	10mg/L	← (境川水系の新設は5mg/L)
溶解性マンガン含有量	10mg/L	← (境川水系の新設は5mg/L)
クロム含有量	2mg/L	←
大腸菌群数(令和7年3月31日まで適用)	日間平均 3 000個/cm ³	←
大腸菌数(令和7年4月1日から適用)	日間平均 800 CFU/ml	←
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L) ※2	—
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L) ※2	—

※1：表中の許容濃度は、下水道処理区域にある、又は下水道処理区域外である一部業種(畜産業者、食品製造業サービス業など)を除く工場・事業場に適用されます。

※2：業種によって暫定基準値が設定されています。



詳しくはホームページを参照

● 豊田市発行の水質汚濁防止法のあらまし
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouchouzen/1002143.html>



● 愛知県発行の水質汚濁防止法のあらまし
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/mizutaiki/index.html>



有害物質

全ての特定事業場に適用されます。

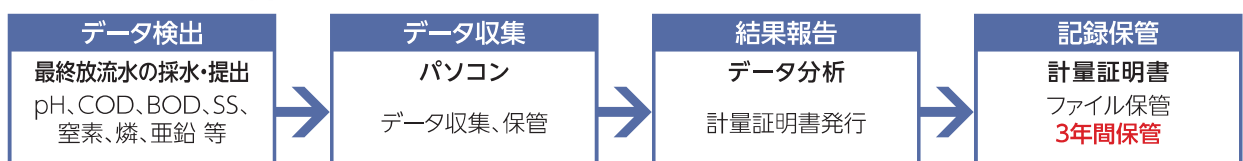
有害物質の種類	法律の許容濃度	有害物質の種類	法律の許容濃度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
シアン化合物	1mg/L	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る)	1mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L ※	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L ※ (海域 230mg/L) ※
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L ※ (海域 15mg/L) ※
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ※
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

※：業種によって暫定基準値が設定されています。

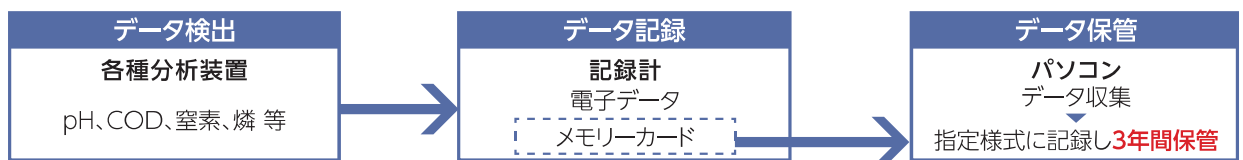
測定・記録のポイント

排水水を排出する者は、常にその汚染状態について注意する必要があるため、排水水の汚染状態を測定し、結果を記録、保存する義務があります。

外部委託測定例



自社内測定例 連続測定機器等



測定・記録のポイント

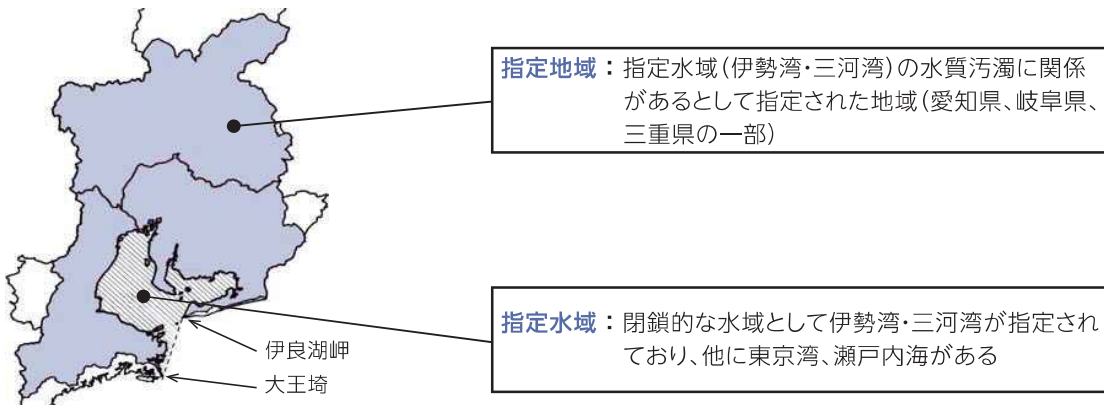
- 測定対象項目：**
排水基準が定められている事項のうち、特定施設設置または変更届出書の「排水水の汚染状態及び量」を記載する欄により届け出た項目
 - 計量証明書の発行は「計量証明事業所登録」の業者が実施し、記録の正当性を保証する。
 - 測定記録(計量証明書等)は**3年間保存**
 - 測定頻度：**年1回以上
ただし旅館業(温泉を利用するものに限る)の場合は、3年に1回以上測定すべき項目あり。
- **未記録、虚偽の記録、記録を保存しなかった場合は、処罰の対象になります。**

総量規制について

伊勢湾や三河湾のように閉鎖的になっている水域は、人口・産業の集中等によって汚濁物質が蓄積し、水質が悪化しやすいため、濃度規制に加えて汚濁物質の絶対量（汚濁負荷量）についても規制を設けています。

総量規制の対象

伊勢湾や三河湾に接続し流入する公共用水域に排水する特定事業場のうち、日平均排水量50m³以上のもの。



伊勢湾・三河湾水質総量規制に係る指定水域及び指定地域

総量規制基準

事業場ごとに定められた排出が許容される1日の汚濁負荷量

規制対象項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量

[汚濁負荷量の計算]

$$\text{特定排出水中の濃度 (mg/L)} \times \text{特定排出水の量 (m}^3/\text{日)} \div 1,000\text{L/m}^3 = \text{汚濁負荷量 (kg/日)}$$

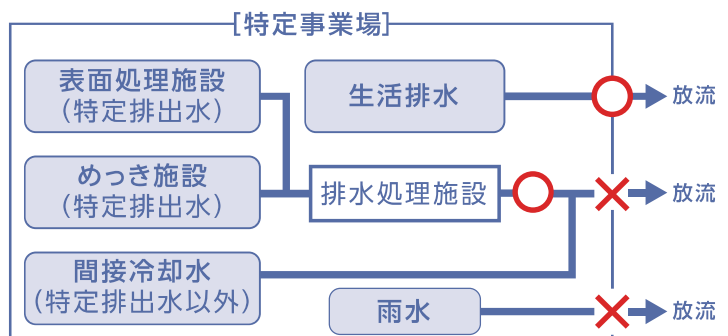
対象となる事業場の義務

- ① 総量規制基準の遵守
- ② 汚濁負荷量の測定手法の届出
- ③ 汚濁負荷量の測定及び記録（3年間保管）

[測定回数]

日平均排水量 (m ³)	測定回数
400以上	毎日
200以上～400未満	7日のうち1日以上
100以上～200未満	14日のうち1日以上
50以上～100未満	30日のうち1日以上

[測定場所] 原則、特定排水のみ測定する。



有害物質使用特定施設等に係る構造基準

背景

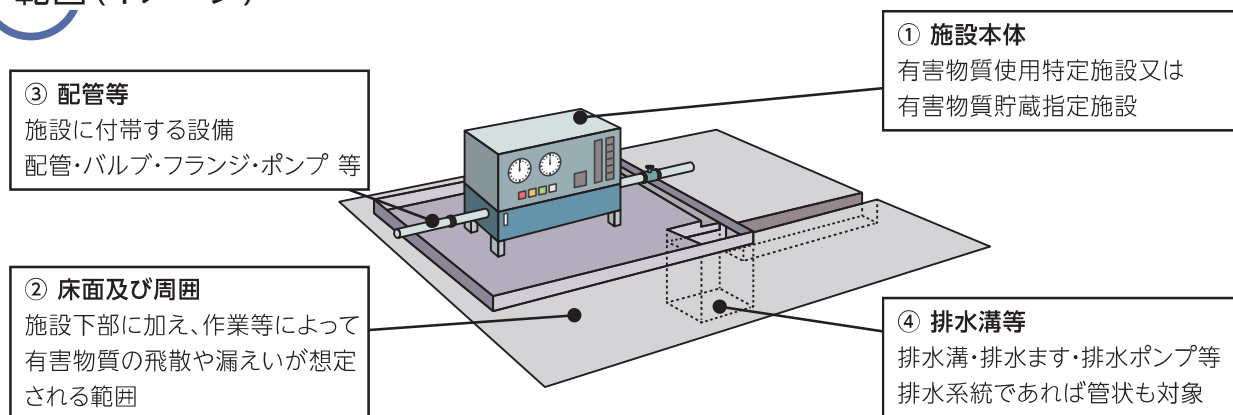
- 有害物質(トリクロロエチレン等)漏えい・施設の不適切管理による地下水汚染の継続的な発生
- 地下水汚染の原因者特定の困難性(地下における水の移動経路が複雑)

水質汚濁防止法の改正(平成24年6月施行)

- 1 構造等に関する基準の遵守義務
- 2 定期点検の実施、記録の保存義務

[対象施設] ① 有害物質使用特定施設
② 有害物質貯蔵指定施設

範囲(イメージ)



1 施設構造基準の設定

[有害物質地下浸透の主な原因]

- ・ 施設床面の劣化による亀裂
- ・ 土間等の浸透性のある床
- ・ 排水溝、排水貯留施設等の亀裂

[構造基準の適用施設]

- ① 施設本体
- ② 床面及び周囲
- ③ 配管等(地上、地下)
- ④ 排水溝等
- ⑤ 地下貯蔵施設

2 定期点検の義務化

[定期点検の考え方]

- 施設破損の確認 … ひび割れ・亀裂・被覆損傷等の目視点検
内圧変動・水位変動での漏水確認
- 漏えいの有無 …… 目視による確認
検知設備による早期発見

[定期点検項目]

- ① 点検を実施した施設
- ② 点検実施年月日
- ③ 点検の方法及び結果
- ④ 点検実施責任者及び実施者の氏名
- ⑤ 結果に基づき補修等の措置内容
(記録帳票は自由、保管は3年)

施設構造基準及び定期点検の概要

施設本体

地下構造に関するものを除き構造基準の設定はないが、施設本体からの漏えいが容易に確認できることが望ましい。

例 井桁や支柱の設定

定期点検の目安

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 施設本体	異常の有無(亀裂・損傷など)	1回以上/年
	漏えいの有無	

床面及び周囲

構造基準

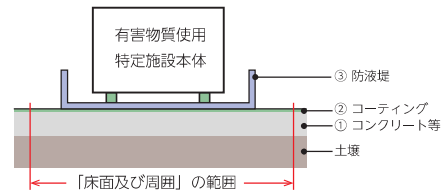
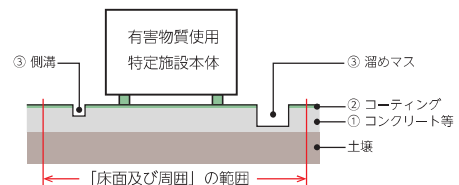
- ① 不浸透構造
- ② 必要に応じ、耐性の被膜
- ③ 防液堤・側溝・溜めマス・受皿等を設置

注：床面からの漏えいが目視により容易に確認できる場合、構造基準が適用されない場合あり。

定期点検

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 床面	異常の有無(ひび割れ・被覆の損傷など)	1回以上/年
2. 防液堤、側溝、溜めマス	異常の有無(ひび割れなど)	1回以上/年
3. 階下ありの床面	床下への漏えいの有無	1回以上/月

構造基準イメージ



配管等

構造基準

漏えいを防止できる材質・構造

- ① 底面・側面は不浸透材
- ② 床面の表面は必要に応じ、耐性の被膜

定期点検

[地上・トレンチ内]

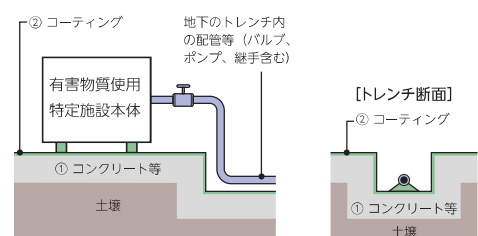
点検部位	点検ポイント	頻度
1. 配管等	異常の有無(亀裂・損傷など)	1回以上/年
	漏えいの有無	
2. トレンチ	側面・底面の異常の有無	

[地下・埋設]

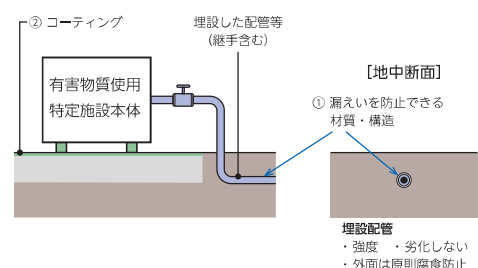
点検部位	点検ポイント	頻度
1. 配管等	漏えい点検(内圧変動、水位変動確認)	1回以上/年
2. 消防法規定の完成検査後15年未満のタンク付帯配管等	上記同様	1回以上/3年

構造基準イメージ

[地上・トレンチ内]



[地下・埋設]



排水溝等

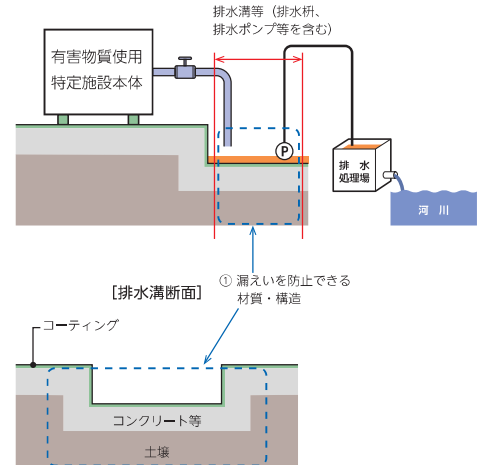
■ 構造基準

- 漏えいを防止できる材質・構造
- ・強度
 - ・容易に劣化しない
 - ・外面を必要に応じ、耐性の被膜

■ 点検方法

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 施設本体	異常の有無 (ひび割れ・被覆の損傷など)	1回以上/年

■ 構造基準イメージ



地下貯蔵施設

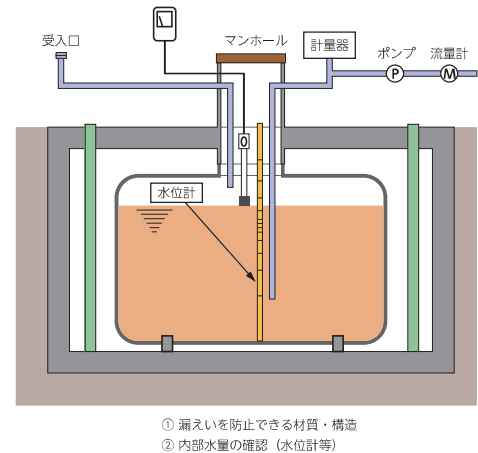
■ 構造基準

- ① 本体が漏えいを防止できる材質・構造(イ、ロに適合)
イ：タンクを室内設置、二重殻構造、又は漏えい防止の構造・材質
ロ：外面は原則腐食防止する方法で保護
- ② 内部の水量を確認できる措置(水量・水位等表示する装置設置)

■ 点検方法

点検部位	点検ポイント	頻度
1. 貯蔵施設本体	漏えい点検 (内圧変動、水位変動確認)	1回以上/年
2. 消防法規定の完成検査後15年未満のタンク or 二重殻タンク	上記同様	1回以上/3年

■ 構造基準イメージ



使用の方法

- (1) 有害物質使用特定施設などの作業、運転は、以下 1)～3)の方法で実施
 - 1) 有害物質の受入・移し替え・分配等の作業は、地下浸透・飛散・流出しない方法で実施
 - 2) 有害物質の補給や設備作業状況の確認等、施設の適正運転
 - 3) 有害物質漏えい時は、直ちに漏えい防止措置を行い、有害物質を回収し、再利用するか適正処置する。
- (2) (1)に対する管理要領作成が定められている。

注：これらは法改正(平成24年6月1日)後に設置された施設に適用される構造基準(A基準)であり、法改正の前に設置した施設で構造基準(B基準)にあたるものは点検内容を充実する必要があります。

詳細は豊田市発行の「水質汚濁防止法のあらまし」で確認できます。
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1002143.html>




地下水の採取に関する規制 (工業用水法及び愛知県条例)について

地下水採取(地盤沈下)

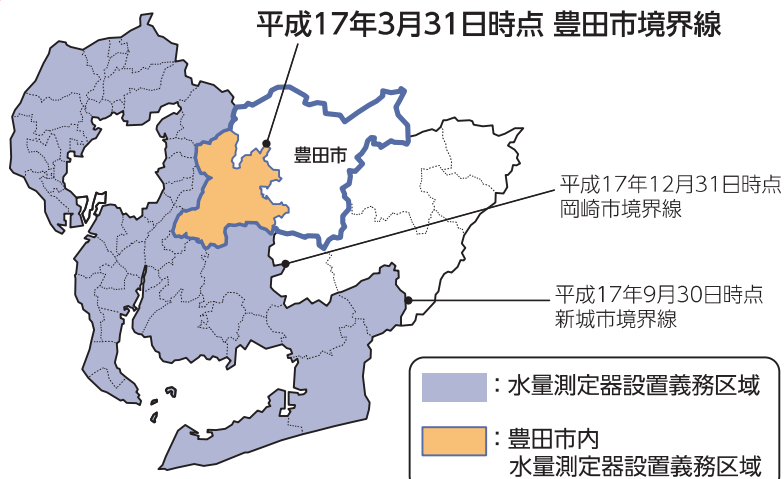
地盤沈下とは、大地が徐々に広い範囲で沈んでいく現象です。地盤沈下は一旦発生するとほとんど元に戻らない不可逆的なものになります。地盤沈下の大きな原因は、地下水の過剰なくみ上げです。地盤沈下の影響は高潮・洪水等による災害の拡大や建築物の構造等にも被害が懸念されます。このため、愛知県内では「工業用水法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、地下水の採取を規制し、地盤沈下の防止を図っています。

工業用水法・県条例に関する届出・報告

対象地区(適用条件)	規制内容	届出・報告
工業用水法による規制 指定地域内で、次をとともに満たす事業場 (1) 対象業種：製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業および熱供給業 (2) 対象施設：井戸などの動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6cm ² を超えるものを設置する者	工業用水法 指定地域内の井戸から地下水を採取して工業用に使う場合、都道府県知事の許可が必要	工業用水法に基づく届出 豊田市は指定地域外のため不要
水量測定器の設置等 下図の区域内において揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19cm ² を超えるものを設置している者	県条例・工業用水法 水量測定器(量水器)を設置し、揚水量を測定してその結果を豊田市長へ報告すること	県条例・工業用水法に基づく報告 水量測定器(量水器)設置報告書 : 設置時に報告 地下水揚水量報告書 : 毎年度の総揚水量について4月末日までに報告 揚水設備変更報告書 : 揚水設備に変更・廃止・名称変更等があった場合に報告
注：愛知県内の尾張西部等においては、愛知県条例により、揚水設備設置時等に愛知県知事の許可が必要になる場合があります。詳細は愛知県のホームページを参照してください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000034729.html		



平成17年合併前の豊田市区域は報告が必要です!



報告書様式は、豊田市環境保全課のホームページを参照してください。



県条例に基づく地下水揚水量報告書様式一覧

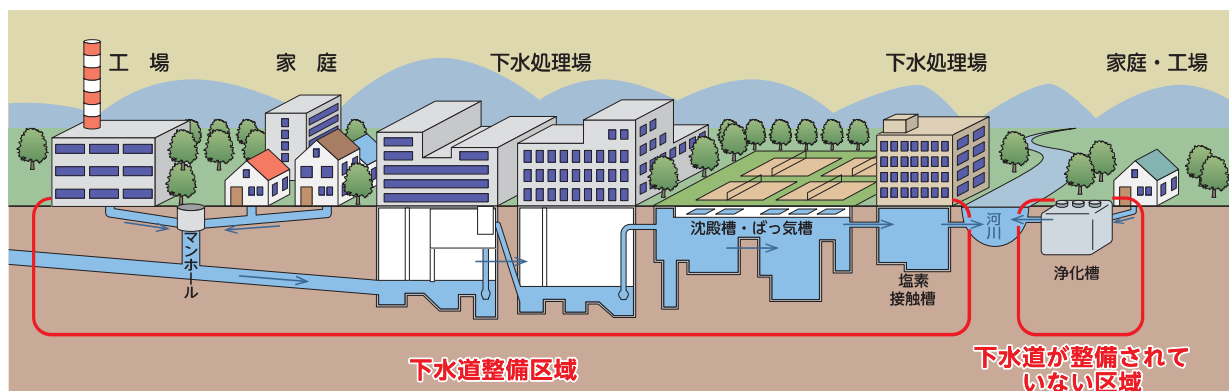
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/1027122.html>

浄化槽法

浄化槽法とは、浄化槽*によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としたものです。

※浄化槽…トイレと連結して、し尿と併せて雑排水を処理して放流するための設備、施設(合併処理浄化槽)であって、下水道、し尿処理施設以外のものです。

浄化槽は、事業系(工程系)の排水は流すことができません。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は現在新たに設置することはできません。詳しくは、豊田市上下水道局下水道施設課までお問合せ下さい。

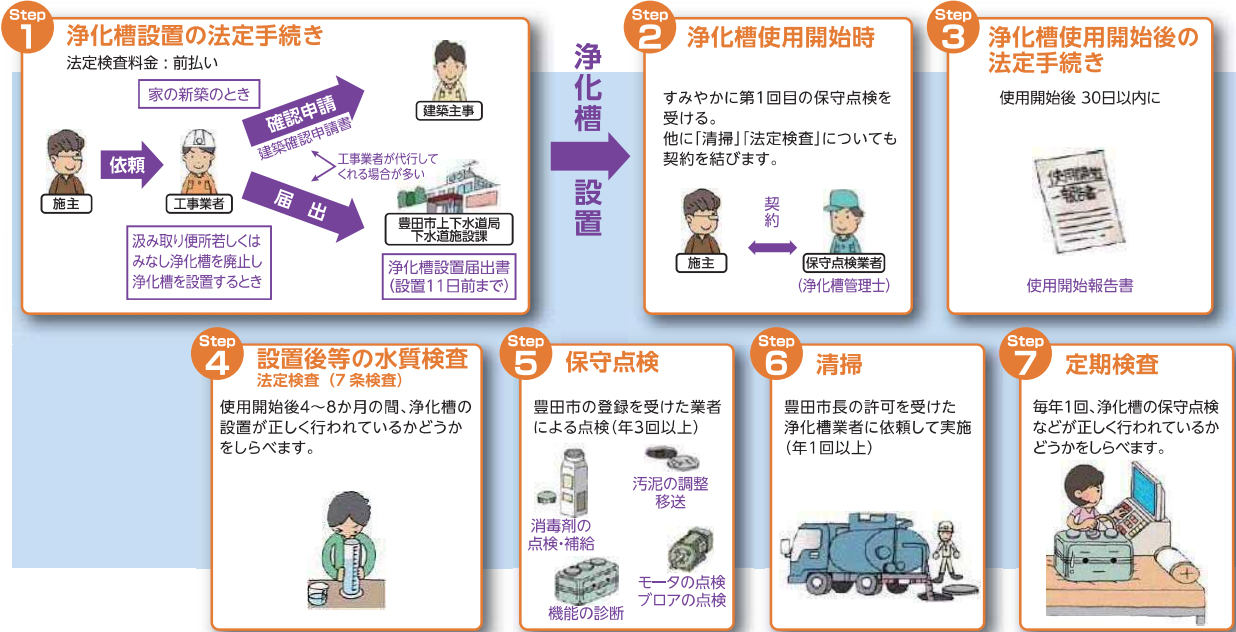


届出・報告

届出の種類	事由	時期/提出先	根拠条文
設置・変更届出	新しく浄化槽を設置する場合や設置する浄化槽の構造若しくは規模を変更する場合 注：建築確認を伴う家屋等の新築・増改築等の場合はこの届出は不要	設置・変更の11日前まで/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第5条第1項
使用開始報告	浄化槽の使用を開始した場合	使用開始から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第10条の2 第1項
管理者変更報告	浄化槽の使用者・管理者を変更する場合	変更から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第10条の2 第3項
使用廃止届出	浄化槽の使用を廃止した場合	廃止から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第11条の3
技術管理者変更報告	浄化槽の技術管理者*を変更する場合 ※ 501人槽以上の浄化槽を設置する場合に必要	変更から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第10条の2 第2項
浄化槽使用休止届出	浄化槽の使用を休止するとき	使用休止から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第11条の2 第1項
浄化槽使用再開届出	休止を届け出していた浄化槽の使用を再開するとき	使用再開から30日以内/ 豊田市上下水道局 下水道施設課	法第11条の2 第2項

注：201人槽以上の浄化槽を設置する場合は、水質汚濁防止法の届出(豊田市役所 環境保全課)も必要です。

浄化槽の設置から維持管理までの流れ



3つの義務

- 1 保守点検**…浄化槽の点検や付帯設備の調整、修理のほか消毒剤の補充等、浄化槽を正常に機能させるための作業で、豊田市の登録を受けた保守点検業者により、浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要 (年3回以上) です。
- 2 清掃**…浄化槽内に溜まった汚泥、異物等の引き抜きや機械類の清掃を行う作業で、豊田市の許可を受けた浄化槽清掃業者により、年1回以上行う必要があります。(ただし、全ばっき方式は年2回以上)
- 3 法定検査**…浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するための検査で、愛知県が指定した一般社団法人愛知県浄化槽協会に依頼して実施するものです。

浄化槽の適正な使用

- 1 トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- 2 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。
- 3 トイレにトイレペーパー以外の異物を流さない。
- 4 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。
- 5 マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
- 6 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。
- 7 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。油は紙にしみこませて捨てるか、再利用する。



届出様式の詳細は 豊田市上下水道局 下水道施設課のホームページを参照

「浄化槽法」に基づく届出様式一覧

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/todokede/1040798.html>



土壌汚染対策法・県条例の概略

土壌汚染対策法と県条例(県民の生活環境の保全等に関する条例)の概要の比較

	土壌汚染対策法	県条例(土壌・地下水)
目的	人の健康の保護	人の健康の保護 生活環境の保全
調査や措置の対象	土壌	土壌及び地下水
調査物質及び基準	鉛、砒素、トリクロロエチレン等 26物質 (土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準)	
未然防止のための措置	なし(個別法対応)	地下浸透等の禁止 施設の点検等
実施すべき調査の性質	義務	努力義務または義務
義務者	土地所有者等 土地の形質の変更を行う者	特定有害物質等取扱事業者 土地所有者等 土地の形質の変更を行う者
基準不適合の場合の豊田市長の対応	健康被害を生ずるおそれの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定	汚染の状況等を公表
措置の実施	要措置区域においては、汚染除去等の措置の実施義務	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の拡散を確実に防止するための措置の実施義務(形質変更時要届出区域) 健康被害を生ずるおそれがある場合は、汚染原因者である特定有害物質等取扱事業者に汚染の除去等の措置の実施義務 汚染が判明した場合の応急措置

主な対応内容(各届出書、報告書は2部提出します)

法令の要件	対応内容	備考
届出	・ 有害物質を扱う特定施設の廃止届出(廃止後30日以内) 又は有害物質使用を廃止した変更届出(着手60日前)	水質汚濁防止法 第7条、第10条
	・ 土地の形質の変更届出 3,000m ² 以上(有害物質使用特定施設を有する、または土壌調査が猶予されている事業場にあつては900m ²)の土地の掘削・切土・盛土等を行う場合 (工事着手30日前)	法第3条、第4条 県条例第39条の2
汚染防止	・ 有害物質をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、または地下に浸透させてはならない	県条例第36条
	・ 有害物質の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検(努力義務)	県条例第37条
調査義務	・ 有害物質を扱う施設を廃止したとき	法第3条* 県条例第39条
	・ 土地の形質の変更届出の際、豊田市長が必要と認めたとき	法第4条 県条例第39条の2
	・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると豊田市長が認めたとき	法第5条 県条例第39条
調査結果報告	・ 調査結果を豊田市長に報告	法第3条～第5条 県条例第39条～ 第39条の2

※：工場存続などで調査期限を延長したい場合は、法第3条第1項ただし書の確認申請書の提出が必要です。

基準不適合時の対応

応急の措置

土壌・地下水の調査の結果、汚染状態が基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに汚染の拡散防止のための応急措置を行うと共に、汚染の状況、応急措置の内容等を豊田市長に届け出る。

必要に応じ次の措置を実施する

1. 不透水シート、アスファルト舗装等による雨水の遮断
2. 土壌・地下水のモニタリング
3. 周辺飲用井戸管理者への通報・周知
4. 遮水壁の設置及び地下水揚水による汚染の拡散防止
5. その他必要と認められる事項



汚染の拡散と汚染除去等の措置

汚染状態により、汚染拡散防止措置を行うか、又は汚染除去等の措置を定めた土壌汚染等処理計画書を作成し、これに基づき措置を行う。

拡散防止、汚染除去等の措置を実施する区域(処理区域)は、詳細調査により確認された基準不適合土壌が存在する範囲とし、実施する措置の方法は、地下水汚染の有無や汚染状態を考慮し豊田市長の指示に従い決定する。

拡散防止、汚染除去等の措置の例

[地下水汚染あり]	[地下水汚染なし]
<ol style="list-style-type: none"> 1. 原位置封じ込め(図1) 2. 遮水封じ込め 3. 地下水汚染の拡大の防止 4. 地下水揚水処理(図2) 5. 原位置不溶化(図3) 6. 土壌汚染の除去 <p style="text-align: right;">など</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土 2. 舗装 3. 立入禁止 4. 土壌入換え 5. 土壌汚染の除去 <p style="text-align: right;">など</p>

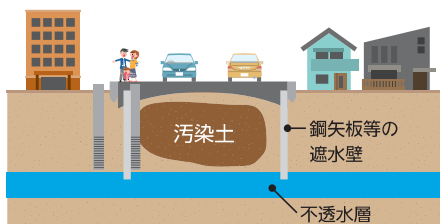


図1 原位置封じ込め

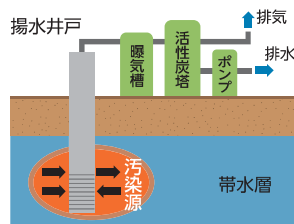


図2 地下水揚水処理

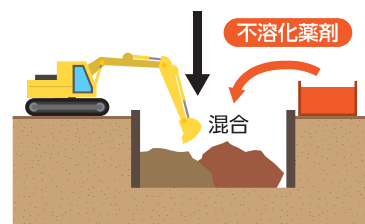


図3 原位置不溶化

措置完了届出

汚染除去等の措置が完了したときは、速やかに措置完了届出書を豊田市長に提出する。



届出様式は、豊田市環境保全課のホームページを参照

土壌汚染対策法の届出様式



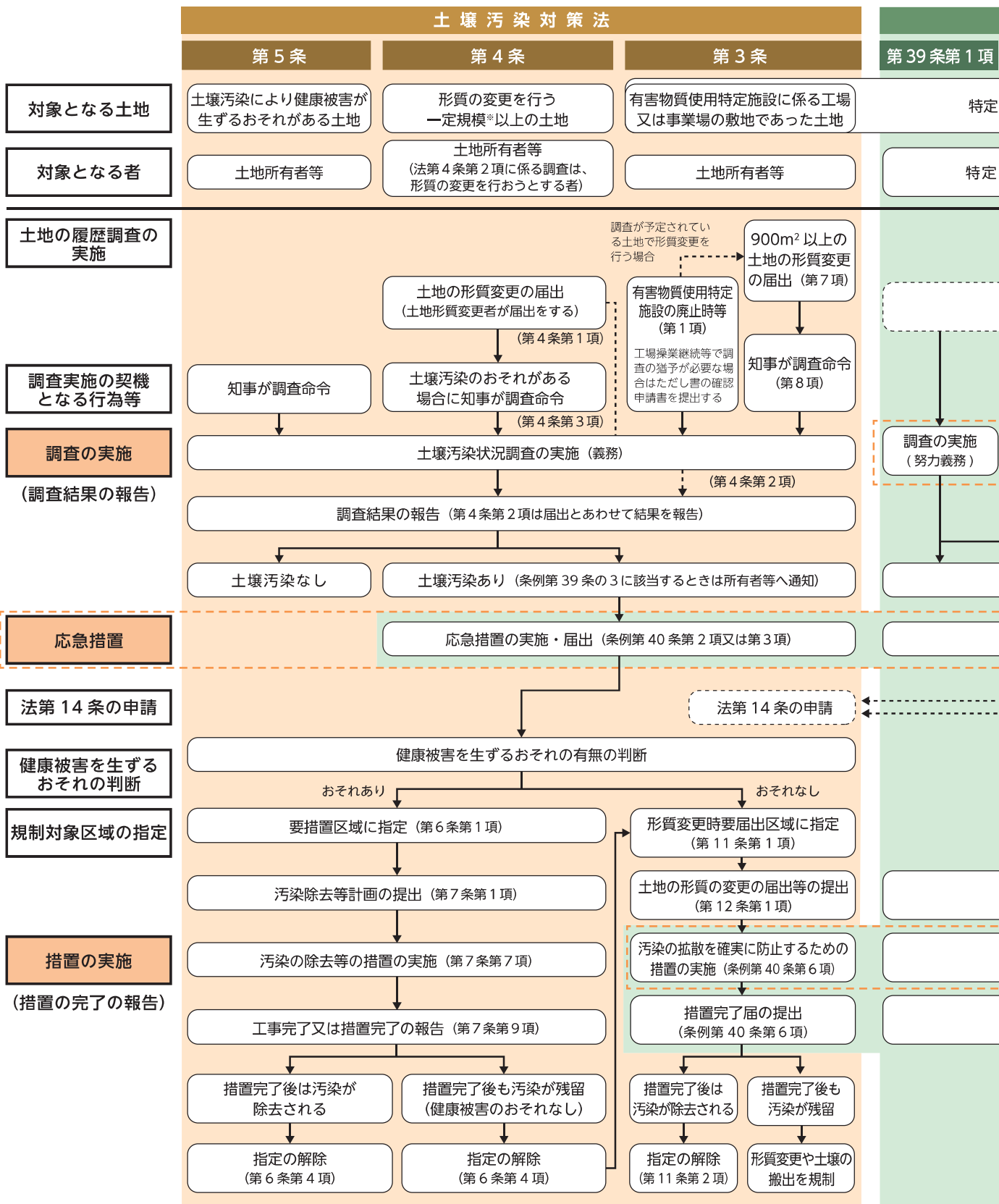
<https://www.city.toyota,aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/1004213.html>

県条例の届出様式



<https://www.city.toyota,aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/1027121.html>

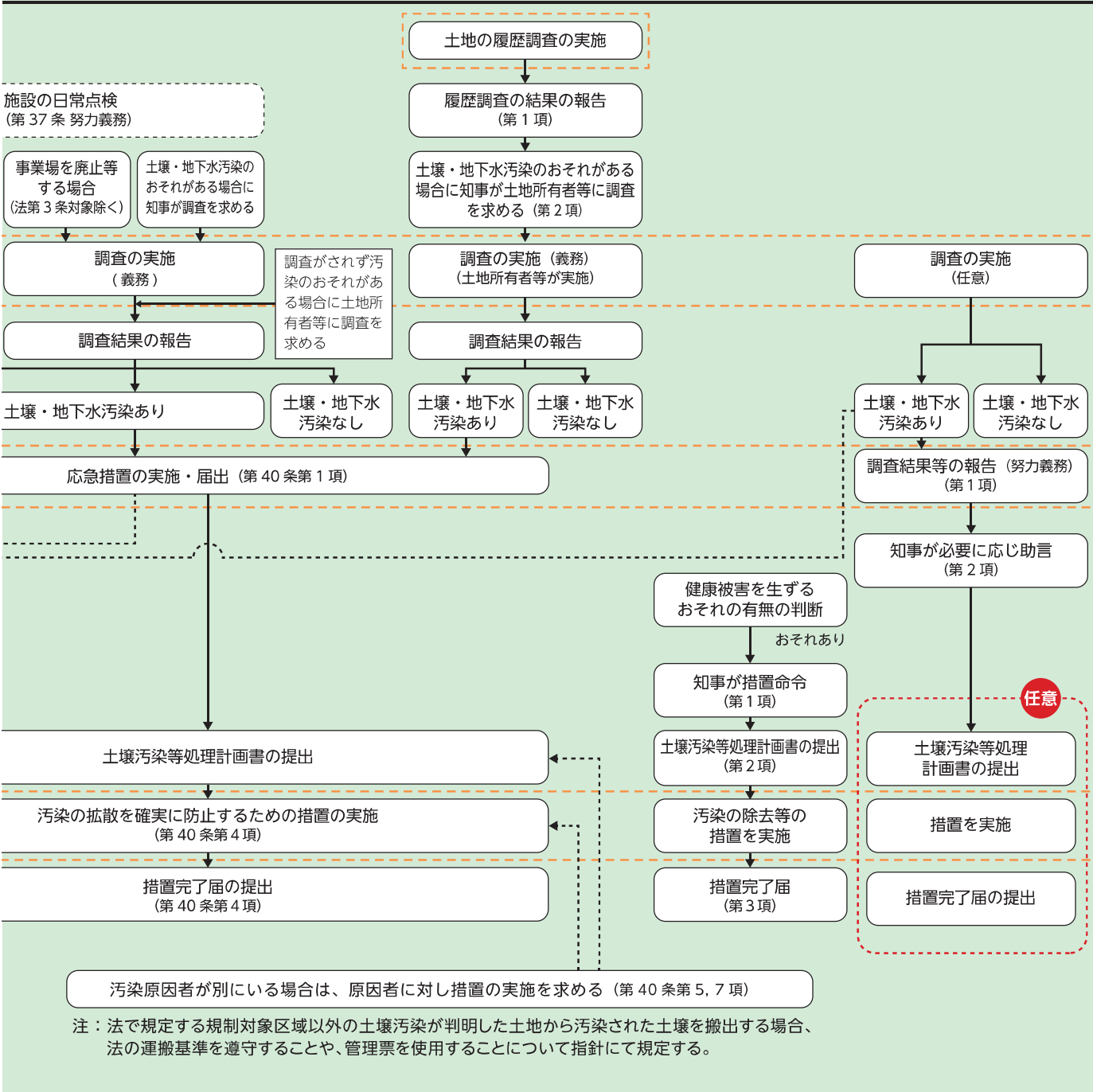
土壌・地下水汚染の防止に関するフロー図



注：規制対象区域から汚染土壌を搬出する場合、汚染土壌処理業の許可を受けた者に委託しなければならない等の規制が課される。

県民の生活環境の保全等に関する条例

第 39 条第 2 項	第 39 条第 3 項	第 39 条第 4 項	第 39 条の 2	第 41 条	第 45 条
有害物質等取扱事業所が設置されている土地			形質の変更を行う一定規模*以上の土地	土壌・地下水汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地	法及び条例に基づく調査義務の対象外となる土地
有害物質等取扱事業者	土地所有者等		土地形質変更者 土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者	自主調査の実施者 (又は土地所有者等)



* 一定規模について … 有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地においては、900m²。それ以外の土地では、3,000m²(法第3条第7項の対象を除く)。

水質汚濁防止法に関連するQ&A

Q1 公共用水域の定義は何か。

A1 水質汚濁防止法第2条に記載があり、河川や湖沼等、また、それらに接続する公共溝渠や用水路などの公共に供する水路も該当します。

Q2 汚水、廃液を排出しない施設は特定施設に該当するか。

A2 系外に全く排出しなければ特定施設に該当しません。ただし、定期清掃等で1回でも廃液等を出す場合は特定施設に該当します。また、廃液等を産業廃棄物として社外委託処理する場合にも、頻度を問わず特定施設に該当します。

Q3 移動可能な(洗浄)施設は、特定施設に該当するか。

A3 工場・事業場に一定期間設置されるものが施設であるため、常時移動するものは該当しません。ただし、一定期間、一定の場所に設置する場合は該当します。(例：三槽式洗浄槽、専用侵漬槽、超音波洗浄機等)

Q4 氏名等変更届出において、会社代表者は誰になるか。

A4 当該法人を代表するとされる者(株式会社にあつては代表取締役)

Q5 特定施設の該当業種は。

A5 産業分類のとおりです。なお、当該工場・事業場の事業が、主たる事業の業種以外にも、事業の一環として行う他業種があればその業種も該当します。

Q6 工場内で兼業、分業している場合の届出における該当業種は。

A6 他業種に該当するような生産を行っている場合は、兼業となり、主たる業種に係る特定施設の届出と兼業業種に係る特定施設の届出が必要となります。

Q7 コインランドリーの洗浄施設は特定施設に該当するか。

A7 該当しません。ただし、テトラクロロエチレン等の有害物質を使用する場合は該当します。

Q8 処理対象人数が200人以下の浄化槽を複数設置した場合、合算されて201人槽以上となれば、特定施設に該当するか。

A8 該当しません。1基の処理対象人数で判断されます。

Q9 印画紙の焼き付け現像を自動で行うものは、特定施設に該当するか。

A9 印画紙はフィルムに該当しないので、特定施設に該当しません。

Q10 工事のためバッチャープラントを設置する場合、特定施設に該当するか。

A10 該当します。また、工事現場全体が特定事業場とみなされます。

Q11 金属製品製造業等でガス浸炭炉は、特定施設である焼入れ施設に該当するか。製品をガスで焼入れし、施設本体の冷却のため、水を使用する。

A11 焼入れ施設として使用された場合、汚水(冷却水等)が排出されると考えられる場合は、特定施設に該当します。

Q12 水洗いと一体となった塗装ブースは廃ガス洗浄施設に該当するか。

A12 完全循環式として全く系外に排出しない場合は該当しません。ただし、汚水又は廃液が当該施設の系外に排出される場合は該当します。

Q13 特定施設に変更はないが、排水ルートを新設(変更)する場合は届出が必要か。

A13 特定施設そのものの変更が無くても、変更届を提出してください。

Q14 酸又はアルカリの表面処理施設について、表面に限定することなく洗浄するならば該当するか。

A14 洗浄に用いる薬液がpH5.8未満であるか8.6を超えるもの、または左記条件に限らず、洗浄に用いる薬液が酸又は塩基として期待するものであって、洗浄廃液に有害物質、生活環境に係る被害が生じるおそれがあるものを含む場合を基準としているため、表面処理に限らず上記条件を満たす場合は該当します。

Q15 工場・事業場内の従業員や学生等の食堂は飲食店として特定施設に該当するか。

A15 専ら従業員などの給食に供する食堂は該当しません。

Q16 飲食店における事業場の総床面積の算定方法は。

A16 業務の用に供する部分の床面積の合計によります。業務の用に供する部分とは、例えば、ちゅう房、客席、従業員の更衣室、倉庫がありますが、従業員等の居住の用に供する部分、屋内駐車場、ガーデン席、テラス席等の屋外客席の部分は除外します。

Q17 雑居ビルの飲食店街の場合の総床面積の算定方法は。

A17 独立経営の各事業場の面積となります。なお、廊下、洗面所等の共用部分は按分して算定します。

Q18 雨水や湧き水など排水として規制がかかるのか。

A18 排水は特定事業場から公共用水域に排出される水であり、雨水、湧き水などの天然現象に伴うものであっても、排水基準は適用されます。

Q19 特定事業場の範囲はどこまでか。

A19 生産工程部分のみならず、原料置場、廃棄物置場、社員寮等特定事業場を管理する者の管理責任の及ぶもの全てが含まれます。

Q20 総量規制について、特定排水とは何か。

A20 雨水のように、事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水のように一般的にその用途に供されることによっては、汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排水となります。また、処理施設に導入された後排出される排水は、原則、特定排水となります。

Q21 総量規制について、特定排水の計算に雨水は含むか。

A21 含まれません。ただし、雨水を工程水の一部として利用しているのであれば、含まれます。

Q22 下水道に排出する特定事業場の場合は、届出が必要か。

A22 全ての水を公共用水域以外に排出する場合を除き、届出は必要です。排水は、特定事業場から公共用水域に排出される水であり、特定施設からの排水のみならず、間接冷却水及び雨水等も含まれるためです。

Q23 有害物質を薄めて使用しているが、有害物質使用特定施設等に該当するか。

A23 有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用する場合は、その濃度にかかわらず、特定有害物質として使用しているのであれば、該当します。なお、有害物質については、メーカーへの聞き取りや、SDSの中の成分情報で確認してください。

工業用水法に関連するQ&A

Q24 法令施行時に既に地下水を採取している場合についても届出が必要ですか？

A24 指定地域内で、地下水以外の水源を使用することが困難である小規模地下水利用者は、知事の許可を受けて例外的に井戸の継続使用が認められています(豊田市内は規制対象区域外)。この場合、利用できる量は従前の条例による許可量の範囲内で、しかも日量300m³未満です。また、許可の期間も3年間に決められていますので、その後の使用にあたっては、改めて許可申請が必要です。

Q25 揚水機の吐出口合計で6cm²以下の小口径井戸を新たに設置する場合、何か届出書が必要ですか？

A25 工業用水法(名古屋市の区域を除く)及び条例の規制区域において、揚水機の吐出口の断面積が6cm²(2つ以上の場合はその合計)以下の小口径井戸(家事用を除く)を新たに設置する場合は、小口径井戸設置計画書の提出が必要です(豊田市内は規制対象区域外)。

Q26 届出書にはどのようなものがあり、どこに提出すれば良いですか？

A26 豊田市内の場合、工業用水法に関する届出、報告は不要です。愛知県条例については、適用条件に該当する場合(P26参照)、水量測定器設置報告書、地下水揚水量報告書があります。これらの書類については、豊田市環境保全課に提出してください。

浄化槽法に関連するQ&A

Q27 浄化槽の維持管理は、なぜ必要なのでしょう？

A27 下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適正に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

Q28 法定検査を行う人は、だまっていなくても来てくれますか？

A28 法定検査は、浄化槽管理者であるあなた自身で、知事が指定した「法定検査機関」に申し込まなければなりません。受検しない場合、都道府県知事から勧告を受け、それに従わなければ過料に処せられる場合があります。詳しくは、豊田市上下水道局下水道施設課または一般社団法人愛知県浄化槽協会へ問い合わせてください。

Q29 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか？

A29 全ての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査には「設置後等の水質検査」と「定期検査」があります。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、放流水質を含む浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものです。保守点検は、浄化槽を正常に機能させるための作業であり、その目的が異なるため、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q30 物置のスペースがないので困っていますが、浄化槽の上を一部利用できませんか？

A30 浄化槽のマンホールやブローアの上には、物置などを置かず、日頃から点検や清掃作業に支障がないように十分注意してください。

Q31 使い古しの食用油の始末は、油処理剤を使えば、流しに流せるのでしょうか？

A31 廃油に混ぜて液体のまま流しに流す方式の油処理剤は、浄化槽の中でふたたび油と水に分離します。このため、結果として大量の油を流し込んだのと同じことになり、油が浄化槽内のろ床やパイプ類に付着して目詰まりをおこすなど機能低下の原因になりますので、その使用は避けてください。

土壤汚染対策法に関するQ&A(条例に関するQ&A)

■ 特定有害物質等について

Q32 特定有害物質等とは特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体と規定されているが、固体若しくは液体とは具体的にどのようなものか。

A32 特定有害物質を含んだ製品、原料、薬品、廃液などの固体状あるいは液体状のもので、例えば、めっき施設で使用されるシアンや六価クロムなどの薬品類、それらが含まれる廃液などが該当します。

Q33 特定有害物質等を取り扱う者とは、一般市民も含む全ての者か、あるいは一定規模以上の量を取り扱う事業者を対象としているのか。

A33 事業者に限らず、特定有害物質等を使用、販売、製造、処理、保管等により取り扱う者全てを対象としています。

■ 汚染の状況の調査等について

Q34 特定有害物質等取扱事業所の要件は何か。

A34 特定有害物質等取扱事業所とは、特定有害物質等を使用、販売、製造、処理、保管等により取り扱う全ての事業所を対象としています。なお、取扱量の多寡、業種による区分、特定の設備の有無などに関わりません。

Q35 特定有害物質等取扱事業所の一部又は全部の廃止とはどのようなときをいうのか。

A35 特定有害物質等取扱事業所の廃止とは、特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所の事業を廃止することです。一部の廃止とは、当該敷地の土地を切り売りする場合等が該当します。
なお、施設の老朽化等による更新のために当該施設を撤去する場合や、これまで行っていた事業の業態を廃止する場合(当該土地が一時的に更地となっている場合を含む)であっても、当該事業者(特定有害物質等取扱事業者)が、当該土地で引き続き同一若しくは他の業態の事業を営む場合については、特定有害物質等取扱事業所の廃止とはなりません。
ただし、当該土地を更地とし何も事業を行わない場合や、土地や設備の売却又は返還によりそれ以降の事業を行う権限を有しなくなる場合等は事業所の廃止となり、調査及び報告の義務が生ずることとなります。

■ 土地の形質の変更について

Q36 「土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000m²以上(有害物質使用特定施設を有する、又は土壤調査が猶予されている事業場にあつては900m²)」とは、どのようにとらえればよいか。1期計画、2期計画がある場合や土地区画整理のようにできるところから手をつけるような事業はどのように考えるのか。

A36 土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000m²以上とは、土地の形質の変更を行おうとする者が具体的な計画を定めた段階における実際に土地の形質の変更(掘削と盛土の別を問わない)をする場所の面積です。
同一の手続きにおいて調査・報告されるべき土地の形質の変更については、同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染等調査の機会をできるだけ広く捉えようとする趣旨から、同位置の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更の部分の面積が合計して3,000m²以上となる場合には、まとめて一の行為とみて、調査・報告の対象とすることが望ましいです。
ただし、1期計画、2期計画と区分されている場合であつて、各計画が事業認可等で明確に分かれている場合等については、計画ごとに調査・報告を行うことも可能です。

用語集

■ 水質汚濁防止法

用語	解説
特定施設	人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのある汚水、廃液を排出する施設(水質汚濁防止法施行令別表第1で定められた施設)
特定事業場	特定施設を設置している工場または事業場
公共用水域	公共の用に供される水域や水路(河川、沼湖、港湾、沿岸地域、用水路、等)
排水水	特定事業所から公共用水域に排出される水。特定施設からの排水だけでなく、生活排水、雨水等も含まれます。
特定排水水	冷却用、減圧用等の汚濁負荷量が増加しない用途にのみ使われた水を除いた排水水
環境基準	人の健康の保護(健康項目)及び生活環境の保全(生活環境項目)のうえで維持されることが望ましい基準
有害物質(健康項目)	人の健康に被害を生じるおそれのある物質として水質汚濁防止法第2条第2項第1号で定められた物質
生活環境項目	公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられた水域類型ごとに基準値が定められている。
指定施設	有害物質の貯蔵、使用又は、指定物質の製造、貯蔵、使用又は処理をする施設
指定事業場	指定施設を設置している工場又は事業場
指定水域	閉鎖性を持ち、汚濁物質の集中により排水基準だけでは環境維持が困難な水域(伊勢湾(三河湾含む)、東京湾及び瀬戸内海)が設定されている。
指定地域	指定水域に流入する汚濁が発生している地域(豊田市は全域該当)
総量規制	汚濁負荷量の日当たり総量に対する規制。日平均排水量50m ³ 以上の特定事業所に適用され、規制値は排水量に応じて事業者ごとに設定される。
汚濁負荷量	河川等を汚濁する物質の量。濃度と特定排水水量を掛け算したもの。COD、窒素、燐についてそれぞれ算出する。
貯油事業場等	政令で定める油(重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油)を貯蔵する施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設を有する事業場
構造基準等	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、設備及び使用の方法(維持管理基準)に関する基準



協定協議会とは

豊田市では、昭和48年から、公害関係諸法令より厳しい規制値(協定値)、事前協議制、測定及び報告義務などについて、市内の事業者と「公害防止協定」を締結し、公害規制に努めてきました。

さらに、平成20年10月以降、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、「公害防止協定」の内容を見直し、「環境の保全を推進する協定」に改称し、改定及び新規締結を行っています。

協定協議会では、企業同士の環境に配慮した取組を情報共有したり、先進的な工場見学や講演会、勉強会を通じて環境の取組を広めています。

環境の保全を推進する協定の主な追加内容

- | | |
|------------|--|
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する取組計画を策定し、その推進と情報共有に努める。 ○ 環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報共有を積極的に行うなど、信頼の確保に努める。 |
| 豊田市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。 ○ 事業者周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。 |

工業用水法

用語	解説
井戸(揚水設備)	一般的に動力を用いて地下水を採取するための施設は井戸と呼ばれますが、その中でも揚水機(ポンプ)の吐出口の断面積(一つのケーシング管に二つ以上の揚水機が設置されている場合は、各々の吐出口の断面積の合計)が6cm ² を超えるものを、工業用水法では「井戸」、県条例では「揚水設備」と定義しています。

浄化槽法

用語	解説
単独処理浄化槽	トイレ排水のみを処理する浄化槽で、浄化槽法では「みなし浄化槽」と表記します。(現在、単独処理浄化槽は新規に設置することができません。)
合併処理浄化槽	トイレ排水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、浄化槽法上では「浄化槽」と表記します。
7条検査	浄化槽の工事が適正に施工され、浄化槽が有効に働いているかどうかを検査するもの。(使用開始後4~8か月の間)
11条検査	浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽が正常な状態に維持されているかどうかなどを総合的に判断するための検査(毎年1回)

土壌汚染対策法

用語	解説
土地の形質の変更	掘削、切土や盛土のこと。掘削と盛土の合計の面積が3,000m ² 以上(有害物質使用特定施設を有する、又は土壌調査が猶予されている事業場にあつては900m ²)であれば届出が必要
要措置区域	土地が特定有害物質によって汚染され健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあるため、汚染拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域として豊田市長が指定した区域のこと。
形質変更時要届出区域	土地が特定有害物質によって汚染されているが、人の健康に係る被害が無いと豊田市長が認めた区域のこと。 汚染拡散の防止その他の措置を講ずる必要は無いが、土地の形質変更時は着手14日前までに豊田市長へ届出が必要



質問・相談のための窓口

水質汚濁防止法
工業用水法
土壌汚染対策法
公害防止管理者

に関すること ▶

豊田市 環境部 環境保全課

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所環境センター2階

TEL : 0565-34-6628(開庁時間)

0565-31-1212(閉庁時間)

電子メール : k_hozen@city.toyota.aichi.jp

浄化槽法

に関すること ▶

豊田市上下水道局 下水道施設課

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所西庁舎2階

TEL : 0565-34-6964(開庁時間)

0565-31-1212(閉庁時間)

電子メール : gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 05



豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第43条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者34社と締結しています(令和2年度末現在)。

この協定を締結した事業者と市で「環境の保全を推進する協定協議会」を平成22年1月21日発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取組の向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、市内の中小企業を対象として、水質・地下水・土壌の分野に関して環境に対する取組や環境法令の概要についてまとめた環境教材です。

2018年3月 第1版

2022年2月 第2版

環境の保全を推進する協定協議会 事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <https://kankyou-hozen.org/>



ベジタブルインキマーク